先物・オプション取引に係る清算業務の制度見直し等及び証券取引等清算業務における参加者破綻処理対応等に係るリスク管理制度の強化に伴う「業務方法書」等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

先物・オプション取引に係る清算業務において、諸外国の主要清算機関において広範に採用されている各種のプラクティスを導入するとともに、高頻度でより精緻化された高度なリスク管理を実施することによって、清算機関としてのさらなる品質の向上及び参加者の利便性向上を図るべく、業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
１．先物・オプション取引に係る清算業務の制度見直し等	
（１）先物・オプション取引の管理区分の見直し	
・ 先物・オプション取引の管理について、アフィリエイトの計算によるものの区分を設けるとともに、委託分の取引に係る区分口座の選択肢として、個別顧客口座を新たに追加する。	・業務方法書第４６条の３、第４６条の４
（２）先物・オプション取引の管理方法の見直し	
・ 清算参加者は、先物・オプション取引を管理する区分口座を変更する場合には、アロケーション申告を行う。	・業務方法書の取扱い第１０条の２
・ 各区分口座における建玉の決済方法として、クローズアウト数量申告制度を導入する。	・業務方法書第７３条の２、第７３条の６、第７３条の１６、第７３条の２０、第７３条の２６
・ 清算参加者は、オムニバス口座を用いて先物・オプション取引を管理する場合には、先物・オプション取引の各銘柄における各顧客の売建玉及び買建玉の内訳についての申告（以下「ポジション申告」という。）を行う。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２５条等
（３）建玉移管制度の見直し	
・ 建玉移管の申告時限を建玉の移管を行おうとする日の午後２時までとし、その成立時限を建玉の移管を行おうとする日の当社が承認したときとする。	・業務方法書第７３条の４４等

（４）取引代金・差金等の授受方法の見直し	
・ 先物・オプション取引に係る取引代金・差金等の授受は、清算参加者の自己及びアフィリエイトに係る区分口座を合計した額とそれ以外の区分口座を合計した額に分けて行う。	・業務方法書第７３条の４０
・ 取引代金・差金等の支払時限を当該金銭の授受を行う日の午前１１時までとし、その受領時限を当該金銭の授受を行う日の午後１時とする。	・業務方法書第７３条の３、第７３条の８、第７３条の９、第７３条の９の２、第７３条の１７、第７３条の２２から第７３条の２４まで、第７３条の２７、第７３条の３０ ・業務方法書第７３条の４０
・ 取引代金・差金等の支払及び受領方法として先物・オプション取引を管理する区分口座を介した授受方法を新たに追加する。	
（５）取引証拠金制度の見直し	
・ 清算参加者の委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の通知方法について、区分口座ごとに当社が通知する方法に変更する。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２４条の２
・ 取引証拠金所要額の割増額の計算単位を、各顧客単位とし、当該割増額を顧客の証拠金所要額に加算する。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第５条、第６条の２
・ 取引証拠金の不足額の預託時限を午前１１時とする。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第１５条
・ 日中取引証拠金を導入する。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２０条の２、第２０条の３、第２０条の４
・ 緊急取引証拠金の発動契機となる相場の時点を、午後１時とする。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２１条、第２２条
・ 特定先緊急取引証拠金を導入する。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２３条の２、第２３条の３

（６）担保管理制度の見直し	
・ 担保の預託について、円貨以外の通貨による預託方法を追加する。	・業務方法書第１５条の２、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第７条の２等
・ 代用有価証券の適格担保について、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券、ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券、フランス共和国政府が発行するユーロ建債券を追加するとともに、清算参加者の自己及びアフィリエイトに係る取引証拠金に対する代用有価証券の範囲から非上場公募投資信託の受益証券等、転換社債券及び交換社債券を除外する。	・業務方法書第１５条の２、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第１１条等
・ 株券等の代用有価証券の担保の預託に関し、清算参加者の自己及びアフィリエイトに係る区分口座における預託数量が上場株式数の２％を超える株券等の預託を制限できる規定を追加する。	・業務方法書第２９条の４
（７）顧客ポジションに係る下層報告制度	
・ ポジション申告に係る顧客よりも下層の顧客の建玉等の状況について報告を求める制度を整備する。	・業務方法書第２１条の２
（８）その他	
・ その他所要の改正を行う。	
２．証券取引等清算業務における参加者破綻処理対応等に係るリスク管理制度の強化	
（１）事前拠出財源の継続維持のための取引証拠金所要額の引上げ制度の整備	
・ 事前拠出財源のみによってストレス市場環境において想定される損失額をカバー可能な状態とするための取引証拠金所要額の引上げ制度を整備する。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第４条、第６条の３
（２）先物・オプション取引に係る清算業務の制度見直し等に伴う基準ＰＭＬ額の見直し	
・ 先物・オプション取引に係る清算業務の制度見直し等のうち、清算機関における口座設計方法の見直しを踏まえ、清算基金所要額の計算に用いる基準ＰＭＬ額の計算方法について、更なる精緻化等を行う。	・清算基金所要額に関する規則別表

（３）清算基金現金の資金決済への一時利用 ・　証券取引等清算業務における清算参加者の決済不履行時において、他の清算参加者から預託を受けた清算基金現金を資金決済に一時利用できるよう見直す。	・業務方法書第７５条の２、第７５条の３、第７５条の４
（４）破綻参加者ポジション等の処分ルールの整備 ・　証券取引等清算業務における破綻参加者の未決済約定及び代用有価証券の処分方法について、市況等に応じて選択できるようにするなどの処分ルールを整備する。	・業務方法書第７６条、第７８条の２

Ⅲ．施行日

１．２０１８年２月１３日から施行する。ただし、特定先緊急取引証拠金の導入に伴う改正は、この改正規定の施行日以後の日で当社が定める日から施行する。

２．前１．にかかわらず、Ⅱ．１．（７）、２．（３）及び（４）を除き、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、２０１８年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。

以　上

別紙

先物・オプション取引に係る清算業務の制度見直し等及び証券取引等清算業務における参加者破綻処理対応等に係るリスク管理制度の強化に伴う関連諸規則の一部改正について

目　　次

		(ページ)
1	業務方法書の一部改正新旧対照表	2
2	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	34
3	業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	67
4	当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	84
5	清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	90
6	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	96

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（当初証拠金の預託） 第１５条の２　清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的の当初証拠金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）・（２）　（略） ２　（略） ３　当初証拠金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、当初証拠金の預託を行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。 ４　（略） ５　前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日における当社が定める時価（当該有価証券が外国国債証券（法第２条第１項第１７号に掲げる有価証券のうち同項第１号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）である場合には、当初証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。以下同じ。）に当社が定める率を乗じた額（清算参加者が、当該有価証券の預託に際し、当社が指定する外国振替機関（外国の法令に準拠して外国において振替業又は債券の保管及び振替に関する業務を行う者をいう。）を利用する場合には、当該清算参加者、当社及び当該外国振替機関の間の契約により定められた額。以下同じ。）とする。ただし、当社は、相場	（当初証拠金の預託） 第１５条の２　清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的で、次の各号に掲げる当初証拠金を、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）・（２）　（略） ２　（略） （新設） ３　（略） ４　前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。

に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を臨時に変更することができる。	
６　（略）	５　（略）
（現物清算資格に係る当初証拠金の日中預託）	（当初証拠金の日中預託）
第１５条の３　清算参加者は、現物清算資格に係る取引の相場が日中立会において大幅に変動した場合として当社が定める場合に該当した場合その他当社が必要と認めた場合において、当社に預託している現物清算資格に係る当初証拠金が当社が規則により定める現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）に満たないときは、その不足額以上の額を、その日の午後４時までに当社に追加預託しなければならない。	第１５条の３　清算参加者は、現物清算資格に係る取引の相場が日中立会において大幅に変動した場合として当社が定める場合に該当した場合その他当社が必要と認めた場合において、当社に預託している当初証拠金が当社が規則により定める当初証拠金所要額（日中算出分）に満たないときは、その不足額以上の額を、当初証拠金として、その日の午後４時までに当社に追加預託しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）から前条第２項に規定する現物清算資格に係る当初証拠金所要額を控除した額が３，０００万円に満たない清算参加者については、前項の規定による現物清算資格に係る当初証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。	２　前項の規定にかかわらず、当初証拠金所要額（日中算出分）から前条第２項に規定する当初証拠金所要額を控除した額が３，０００万円に満たない清算参加者については、前項の規定による当初証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。
３　当社は、第１項の規定により現物清算資格に係る当初証拠金の追加預託を行わせる場合には、その旨を、その日の午前１１時以降速やかに清算参加者に通知する。	３　当社は、第１項の規定により当初証拠金の追加預託を行わせる場合には、その旨を、その日の午前１１時以降速やかに清算参加者に通知する。
（現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げ）	（当初証拠金所要額の引上げ）
第１５条の４　当社は、清算参加者の現物清算資格に係る取引における未決済約定（決済が未了である約定をいう。以下同じ。）が負っているものと想定されるリスク相当額（当社が規則で定める額をいう。以下この条において同じ。）が所要額引上判定基準額（当社が規則で定める額をいう。）を上回った場合には、当社が規則に定めるところにより、現物清算資格に係る当初証拠	第１５条の４　当社は、清算参加者の現物清算資格に係る取引における未決済約定（決済が未了である約定をいう。以下同じ。）が負っているものと想定されるリスク相当額（当社が規則で定める額をいう。）が所要額引上判定基準額（当社が規則で定める額をいう。）を上回った場合には、当社が規則に定めるところにより、当初証拠金所要額の引上げを行うことができる。

金所要額の引上げを行うことができる。	
2　前項に規定するリスク相当額は、現物取引における営業日ごと及び各営業日の午前立会終了後に算出を行い、当該リスク相当額の算出結果に基づき、当社は、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げの判定を行う。	2　前項に規定するリスク相当額は、現物取引における営業日ごと及び各営業日の午前立会終了後に算出を行い、当該リスク相当額の算出結果に基づき、当社は、当初証拠金所要額の引上げの判定を行う。
3　前項に規定する営業日ごとのリスク相当額の算出の結果、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げが行われることに伴い、清算参加者が当社に預託している現物清算資格に係る当初証拠金が、当該引上げ後の現物清算資格に係る当初証拠金所要額に満たない場合は、当該清算参加者はその不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の午後２時までに当社に追加預託しなければならない。	3　前項に規定する営業日ごとのリスク相当額の算出の結果、当初証拠金所要額の引上げが行われることに伴い、清算参加者が当社に預託している当初証拠金が、当該引上げ後の当初証拠金所要額に満たない場合は、当該清算参加者はその不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の午後２時までに当社に追加預託しなければならない。
4　第２項に規定する各営業日の午前立会終了後のリスク相当額の算出の結果、現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げが行われることに伴い、清算参加者が当社に預託している現物清算資格に係る当初証拠金が、当該引上げ後の現物清算資格に係る当初証拠金所要額に満たない場合は、当該清算参加者はその不足額以上の額を、その日の午後４時までに当社に追加預託しなければならない。	4　第２項に規定する各営業日の午前立会終了後のリスク相当額の算出の結果、当初証拠金所要額の引上げが行われることに伴い、清算参加者が当社に預託している当初証拠金が、当該引上げ後の当初証拠金所要額に満たない場合は、当該清算参加者はその不足額以上の額を、その日の午後４時までに当社に追加預託しなければならない。
（清算基金の預託） 第１６条　清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）　現物清算資格に係る清算基金	（清算基金の預託） 第１６条　清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）　現物清算資格、国債先物等清算資格又は指数先物等清算資格に係る清算基金（以下「現物・先物・オプション清算基金」という。）

（２）　国債先物等清算資格に係る清算基金	（新設）
（３）　指数先物等清算資格に係る清算基金	（新設）
（４）　（略）	（２）　（略）
２　清算参加者は、当社に預託している前項に規定する清算基金が当社が規則により定める清算基金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の午後２時までに当社に追加預託しなければならない。	２　清算参加者は、当社に預託している現物・先物・オプション清算基金が当社が規則により定める現物・先物・オプション清算基金所要額に満たない場合又は当社に預託しているＦＸ清算基金が当社が規則により定めるＦＸ清算基金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の午後２時までに当社に追加預託しなければならない。
３　清算参加者は、第１項に規定する清算基金に関して当社が定める額（以下「清算基金現金所要額」という。）について、円貨によって預託しなければならない。	（新設）
４　清算参加者は、清算基金現金所要額を超える額について、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、清算基金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。	（新設）
５　前項の規定にかかわらず、清算参加者は、当社が定めるところにより、清算基金現金所要額を超える額について、有価証券（流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。）をもって代用預託することができる。	３　清算基金は、当社が定めるところにより、有価証券（流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。）をもって代用預託することができる。
６　（略）	４　（略）
７　（略）	５　（略）
（委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査）	
第２１条の２　当社は、清算参加者が顧客の委託に基づく先物・オプション取引（有価	（新設）

証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引をいう。以下同じ。）（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。）において過大なポジションを保有しているとの疑いがあると認められる場合（当該清算参加者の当該先物・オプション取引に係る未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額（当該清算参加者が当該先物・オプション取引に係る未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。第２９条の２及び第２９条の３において同じ。）が、当該清算参加者の純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額をいう。）又は現金等の財産の状況に比し過大であるとの疑いがある場合をいう。）には、当該清算参加者に対して、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。

（１）　顧客のうち先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額が最大となっている者（以下「最大顧客」という。）の当該先物・オプション取引に係る未決済約定の内容

（２）　最大顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額等

（３）　最大顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金の当該清算参加者への預託又は差入れの状況

（４）　当該清算参加者による最大顧客の当該先物・オプション取引に係る顧客管理体制等

２　清算参加者は、前項の規定により当社から報告を求められた場合、当該報告を求められた日から起算して３日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までに、当社が定めるところにより当社に報告しなければならない。

３　当社は、前項の報告によってもなお必要があると認められる場合、当該清算参加者に対して、最大顧客の顧客（以下「間接顧客」という。）について、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。

（１）　間接顧客のうち当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額が最大となっている者（以下「最大間接顧客」という。）の未決済約定の内容

（２）　最大間接顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る証拠金所要額等

（３）　最大間接顧客の当該先物・オプション取引の未決済約定に係る取引証拠金の最大顧客又は当該清算参加者への預託又は差入れの状況

（４）　最大顧客による最大間接顧客の当該先物・オプション取引に係る顧客管理体制等

４　清算参加者は、前項の規定により報告を求められたときは、当該報告を求められた日から起算して６日目の日までに、当社が定めるところにより当社に報告しなければならない。

５　当社は、清算参加者が第２項又は第４項に規定する報告期限までに報告を行わなかった場合には、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金の額について、当該額の１３０パーセントを上限として、取引証拠金所要額の引上げを行うことができる。

第４節　清算資格の喪失

第２７条　当社は、清算参加者が現物清算資格、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格を全て喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。）

第４節　清算資格の喪失

第２７条　当社は、清算参加者が現物清算資格、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格を全て喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。）

したときは、その喪失の日以降第１６条第１項第１号から第３号までに掲げる清算資格の種類ごとの清算基金の返戻を行うものとする。ただし、当該清算資格を喪失した者の清算約定で未決済のものがある場合その他当社が必要と認める場合は、その事由の消滅するまでの間、第１６条第１項第１号から第３号までに掲げる清算資格の種類ごとの清算基金の返戻を停止することができる。	したときは、その喪失の日以降現物・先物・オプション清算基金の返戻を行うものとする。ただし、当該清算資格を喪失した者の清算約定で未決済のものがある場合その他当社が必要と認める場合は、その事由の消滅するまでの間、現物・先物・オプション清算基金の返戻を停止することができる。
２　（略）	２（略）
（清算参加者に対する措置） 第２９条　当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、クロスマージンの申請（第７３条の１５の２第１項に規定するクロスマージンの申請をいう。第３４条において同じ。）の禁止、改善指示（当社の証券取引等清算業務の運営上必要かつ適当と認められる限度において、当該清算参加者に対して行う業務執行体制等の改善に係る指示をいう。以下同じ。）、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消しの措置を行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、取締役会の決議を要するものとする。 （１）　（略） （２）　第２１条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条若しくは第２１条の２の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき （３）・（４）　（略）	（清算参加者に対する措置） 第２９条　当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、クロスマージンの申請（第７３条の１５の２第１項に規定するクロスマージンの申請をいう。第３４条において同じ。）の禁止、改善指示（当社の証券取引等清算業務の運営上必要かつ適当と認められる限度において、当該清算参加者に対して行う業務執行体制等の改善に係る指示をいう。以下同じ。）、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消しの措置を行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、取締役会の決議を要するものとする。 （１）　（略） （２）　第２１条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき （３）・（４）　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置）	（過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置）

第２９条の２　当社は、清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合（当該清算参加者の未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額が、当該清算参加者の純財産額（登録金融機関及び証券金融会社にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該リスク相当額が当該清算参加者の自己の計算による取引若しくは少数の顧客の委託に基づく取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。）に起因しているときをいう。次条において同じ。）又はその具体的なおそれがあると認められる場合には、次の各号に掲げる措置その他当社が必要と認める措置を行うことができる。

（１）　取引証拠金等（当初証拠金、清算基金又は取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金又は自己の計算による取引所ＦＸ取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所ＦＸ取引に係る取引証拠金をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の額の引上げ

（２）・（３）　（略）

２　（略）

（ポジション保有状況の改善指示）

第２９条の３　当社は、第２１条の２第５項に規定する取引証拠金所要額の引上げを

第２９条の２　当社は、清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合（当該清算参加者の未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額（当該清算参加者が未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。次条において同じ。）が、当該清算参加者の純財産額（登録金融機関及び証券金融会社にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該リスク相当額が当該清算参加者の自己の計算による取引若しくは少数の顧客の委託に基づく取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。）に起因しているときをいう。次条において同じ。）又はその具体的なおそれがあると認められる場合には、次の各号に掲げる措置その他当社が必要と認める措置を行うことができる。

（１）　取引証拠金等（当初証拠金、清算基金又は取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引（有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引をいう。以下同じ。）若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金又は自己の計算による取引所ＦＸ取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所ＦＸ取引に係る取引証拠金をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の額の引上げ

（２）・（３）　（略）

２　（略）

（ポジション保有状況の改善指示）

第２９条の３　当社は、前条に規定する措置を行ったにもかかわらず、当社が指定した

行ったにもかかわらず、なお清算参加者が同条第１項又は第３項に規定する報告を行わなかった場合、前条に規定する措置を行ったにもかかわらず、当社が指定した期日においてなお当該清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合又は当該清算参加者のリスク相当額が増加するなどによって当該清算参加者の当社に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要とする限度において、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、ポジション保有状況の改善指示（先物・オプション取引又は取引所ＦＸ取引に係るものに限る。）の措置を行うことができる。	期日においてなお当該清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合又は当該清算参加者のリスク相当額が増加するなどによって当該清算参加者の当社に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要とする限度において、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、ポジション保有状況の改善指示（先物・オプション取引又は取引所ＦＸ取引に係るものに限る。）の措置を行うことができる。
２～６　（略）	２～６　（略）
（担保の預託状況が不適当と認められる場合等における清算参加者への措置） 第２９条の４　一の清算参加者が清算預託金（第７４条に規定する清算預託金をいう。以下この条において同じ。）及び取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金及び顧客の委託に基づくもののうち当該清算参加者と同一の企業集団（法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に属する者及び当該清算参加者と同一の企業集団に属する者と実質的に同視できる者（以下「アフィリエイト」という。）の計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金その他当社が定める取引証拠金に限る。以下この項において同じ。）の当社への預託を株券等（株券、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下この条において同じ。）による代用により行っている場合において、銘柄ごとに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数（優先出資証券にあっては上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券にあっては上場受益権口数をい	（担保の預託状況が不適当と認められる場合等における清算参加者への措置） 第２９条の４　一の清算参加者が清算預託金等（清算預託金（第７４条に規定する清算預託金をいう。）及び取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金、自己の計算による取引所ＦＸ取引に係る取引証拠金その他当社が定める取引証拠金に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の当社への預託を株券等（株券、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。）による代用により行っている場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数（優先出資証券にあっては上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券にあっては上場受益権口数をいい、投資証券にあっては上場投資口口数をいう。以下同じ。）の５％相当数量を超えている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。

い、投資証券にあっては上場投資口口数をいう。以下同じ。）の２パーセント相当数量を超えている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。	
（１）　清算預託金及び取引証拠金を有価証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄の制限	（１）　清算預託金等を有価証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄の制限
（２）　清算預託金及び取引証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ	（２）　清算預託金等を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ
２　一の清算参加者が清算預託金及び取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金、アフィリエイトの計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金その他当社が定める取引証拠金に限る。以下この項及び第４項において同じ。）の当社への預託を株券等による代用により行っている場合において、銘柄ごとに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数の５パーセント相当数量を超えている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。	（新設）
（１）　清算預託金及び取引証拠金を有価証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄の制限	
（２）　清算預託金及び取引証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ	
３　一の清算参加者が清算預託金及び取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金及びアフィリエイトの計算による先物・オプション取引に係る取引証拠金に限る。以下この項において同じ。）に係る担保所要額の合計額に対して地方債、特殊債、社債及び円貨建外債以外の代用有価証券の評価額及び金銭の額の合計額が８０パーセントを下回る場合には、当社は、当該清算参加者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。	（新設）

（１）　清算預託金及び取引証拠金を有価証券をもって代用する場合における当社が指定する銘柄の制限 （２）　清算預託金及び取引証拠金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ	
４　清算参加者の発行する有価証券（当該清算参加者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号。以下「財務諸表等規則」という。）第８条第３項の規定により当該清算参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）、子会社（財務諸表等規則第８条第３項の規定により当該清算参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）又はその親会社の子会社の発行する有価証券を含む。）が、清算預託金及び取引証拠金の代用として当社に預託されている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、当該清算参加者の発行する有価証券に関して第２項各号に掲げる措置を行うことができる。	２　清算参加者の発行する有価証券（当該清算参加者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号。以下「財務諸表等規則」という。）第８条第３項の規定により当該清算参加者の親会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）、子会社（財務諸表等規則第８条第３項の規定により当該清算参加者の子会社とされる者をいう。以下この項において同じ。）又はその親会社の子会社の発行する有価証券を含む。）が、清算預託金等の代用として当社に預託されている場合には、当社は、当該清算参加者に対し、当該清算参加者の発行する有価証券に関して前項各号に掲げる措置を行うことができる。
５　前各項のほか、清算参加者の当社に対する債務の履行確保の観点から当社が必要と認めた場合には、当社は、当該清算参加者に対し、第１項から第４項までに掲げる措置を行うことができる。	３　前２項のほか、清算参加者の当社に対する債務の履行確保の観点から当社が必要と認めた場合には、当社は、当該清算参加者に対し、第１項各号に掲げる措置を行うことができる。
（特定時間帯においてリスクが増大した清算参加者に対する債務の引受けの停止） 第２９条の５　当社は、一の清算参加者について、通常の市場環境下において当該清算参加者が負っているものと想定されるリスク量として、当社が定める方法で算出されたリスク相当額が、当社が定める時間内において当社があらかじめ定める額を超えた場合には、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を行うことができる。	（新設）

（措置評価委員会） 第３３条の２　（略） ２　（略） ３　当社は、緊急停止（第２９条の５に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止をいう。以下同じ。）を行った場合は、直ちにその旨を措置評価委員会に報告する。 ４　前３項に定めるもののほか、措置評価委員会に関する事項は規則で定める。	（措置評価委員会） 第３３条の２　（略） ２　（略） （新設） ３　前２項に定めるもののほか、措置評価委員会に関する事項は規則で定める。
（措置の通知等） 第３４条　当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止（緊急停止を除く。）を行おうとするとき又は清算資格を取り消そうとするときは、その対象清算参加者又は当該対象清算参加者と清算受託契約を締結している非清算参加者が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者及びその指定証券金融会社（対象清算参加者が証券金融会社（第６条第３項の申請に基づき清算資格を取得した者に限る。）である場合にあっては、その者を指定証券金融会社とする指定市場開設者）に対し、あらかじめその旨を通知する。 ２　当社は、緊急停止を行ったときは、前項の指定市場開設者に対し、直ちにその旨を通知する。	（措置の通知等） 第３４条　当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行おうとするとき又は清算資格を取り消そうとするときは、その対象清算参加者又は当該対象清算参加者と清算受託契約を締結している非清算参加者が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者及びその指定証券金融会社（対象清算参加者が証券金融会社（第６条第３項の申請に基づき清算資格を取得した者に限る。）である場合にあっては、その者を指定証券金融会社とする指定市場開設者）に対し、あらかじめその旨を通知する。 （新設）
３　第１項の規定は、第３３条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときについて準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。 ４　当社が、この業務方法書に基づき有価証券等清算取次ぎに係る債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行ったとき若しくは他社清算参加者の清算資格を取り消したとき又は第３３条の規定により他社清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該他社清算参加者は、清算受託契約を締結している非清算参加者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。ただし、緊急停止	２　前項の規定は、第３３条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときについて準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。 ３　当社が、この業務方法書に基づき有価証券等清算取次ぎに係る債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行ったとき若しくは他社清算参加者の清算資格を取り消したとき又は第３３条の規定により他社清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該他社清算参加者は、清算受託契約を締結している非清算参加者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

を行った場合において当社が特に認めた場合は、この限りでない。	
５　（略）	４　（略）
６　（略）	５　（略）
７　（略）	６　（略）
８　（略）	７　（略）
９　（略）	８　（略）
第４章の２　先物・オプション取引の区分管理等	（新設）
（清算参加者の先物・オプション取引の管理） 第４６条の３　清算参加者は、その清算対象取引となる先物・オプション取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を除く。）について、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定めるいずれかの区分口座により管理しなければならない。 （１）　自己の計算によるもの 自己口座 （２）　顧客の委託に基づくもの（次号に掲げるものを除く。） ａ　オムニバス口座（複数の顧客又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の先物・オプション取引を管理するための口座をいう。以下同じ。） ｂ　個別顧客口座（一の顧客又は顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位の先物・オプション取引を管理するための口座をいう。以下同じ。） （３）　アフィリエイトの計算によるもの ａ　アフィリエイトのオムニバス口座 ｂ　アフィリエイトの個別顧客口座 （他社清算参加者の先物・オプション取引の管理）	（新設）

第４６条の４　他社清算参加者は、その清算対象取引となる先物・オプション取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に限る。）について、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定めるいずれかの区分口座により管理しなければならない。 （１）　当該非清算参加者の自己の計算によるもの 当該非清算参加者の自己口座 （２）　当該非清算参加者の顧客の委託に基づくもの ａ　当該非清算参加者のオムニバス口座 ｂ　当該非清算参加者の個別顧客口座	（新設）
（ＤＶＰ決済に係る決済促進担保金） 第５２条　（略）	（ＤＶＰ決済に係る決済促進担保金） 第５２条　（略）
２　決済促進担保金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、決済促進担保金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。	（新設）
３　（略）	２　（略）
４　（略）	３　（略）
５　（略）	４　（略）
（発行日取引の売買証拠金） 第７０条　（略）	（発行日取引の売買証拠金） 第７０条　（略）
２　売買証拠金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。この場合において、預託する通貨が円貨以外の場合には、売買証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額に当社が定める率を乗じて評価する。	（新設）
３　売買証拠金は、当社が定めるところによ	２　前項の売買証拠金は、当社が定めるとこ

り、有価証券（流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。）をもって代用預託することができる。

４　（略）

５　（略）

６　当社は、相場に著しい変動を生じた場合等当社が特に必要と認めた場合には、第１項に定める額若しくは日時又は第４項の代用価格を臨時に変更することができる。

（証券決済未了の場合の取扱い）

第７３条　（略）

２　前項の場合においては、当該渡方現物清算参加者は、約定決済日から起算して５日目の日までの日に決済を行わなければならない。この場合において、当該渡方現物清算参加者は、あらかじめ決済を行う日を当社に申告するものとし、当該日をもって証券決済未了の場合における決済日とする。

３～５　（略）

（クローズアウト数量等申告）

第７３条の２　指数先物等清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量（一の銘柄において売建玉と買建玉を同時に有し、かつ、その一部又は全部を決済（転売又は買戻しによる場合を除く。）する場合における当該決済数量をいう。以下同じ。）並びに転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）における転売及び買戻しの数量を第４６条の３に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　指数先物等清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は

ろにより、有価証券（流動性等を勘案して当社が適当と認めるものに限る。）をもって代用預託することができる。

３　（略）

４　（略）

５　当社は、相場に著しい変動を生じた場合等当社が特に必要と認めた場合には、第１項に定める額若しくは日時又は第３項の代用価格を臨時に変更することができる。

（証券決済未了の場合の取扱い）

第７３条　（略）

２　前項の場合においては、当該渡方現物清算参加者は、約定決済日から起算して５日目の日までの日（休業日を除く。）に決済を行わなければならない。この場合において、当該渡方現物清算参加者は、あらかじめ決済を行う日を当社に申告するものとし、当該日をもって証券決済未了の場合における決済日とする。

３～５　（略）

（転売又は買戻し）

第７３条の２　指数先物等清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　指数先物等清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しをした場合には、銘柄ごとに転

有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（有価証券オプション取引に係る取引資格を有する者のうち指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）の転売及び買戻しの数量を、第４６条の４に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。	売又は買戻しの別及び数量を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（有価証券オプション取引に係る取引資格を有する者のうち指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第４６条の３に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。	３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
４　当社は、第２項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第４６条の４に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。	４　当社は、第２項の規定に基づき清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該申告に係る指数先物等非清算参加者の指定清算参加者の、当該指数先物等非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。
５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者（第３条第２項第２号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）に通知する。	５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの内容を、指定市場開設者（第３条第２項第２号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）に通知する。
（取引代金の授受） 第７３条の３　有価証券オプション取引に係	（取引代金の授受） 第７３条の３　有価証券オプション取引に係

る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結の日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（クローズアウト数量等申告）

第７３条の６　国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。）について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）における転売及び買戻しの数量を第４６条の３に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者（国債証券先物取引に係る取引資格を有する者のうち国債先物等清算資格を有しない者をいう。以下同じ。）の転売及び買戻しの数量を、第４６条の４に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることが

る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結の日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（転売又は買戻し）

第７３条の６　国債先物等清算参加者は、国債証券先物取引の各限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。）について、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　国債先物等清算参加者は、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者（国債証券先物取引に係る取引資格を有する者のうち国債先物等清算資格を有しない者をいう。以下同じ。）それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

できる。

３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第４６条の３に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。

４　当社は、第２項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第４６条の４に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。

５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者に通知する。

（清算値段）

第７３条の７　当社は、取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段（Ｍｉｎｉ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。以下同じ。）にあっては、清算数値。以下この節において同じ。）を定める。

（約定値段と清算値段との差額の授受）

第７３条の８　国債証券先物取引における約定値段（Ｍｉｎｉ取引にあっては、約定数値。以下この節において同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当

３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。

４　当社は、第２項の規定に基づき清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該申告に係る国債先物等非清算参加者の指定清算参加者の、当該国債先物等非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。

５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの内容を、指定市場開設者に通知する。

（清算値段）

第７３条の７　当社は、取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）ごとに、国債証券先物取引の各限月取引について、当社の定めるところにより、清算値段（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、清算数値。以下この節において同じ。）を定める。

（約定値段と清算値段との差額の授受）

第７３条の８　国債証券先物取引における約定値段（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、約定数値。以下この節において同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金

社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（清算値段間の差額の授受）

第７３条の９　当該取引日の清算値段と前取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（最終決済に伴う金銭の授受）

第７３条の９の２　Ｍｉｎｉ取引に係る最終決済（指定市場開設者が定めるＭｉｎｉ取引における最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。）と取引最終日（指定市場開設者がＭｉｎｉ取引に関し定める取引最終日をいう。）の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定めるＭｉｎｉ取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

錢を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（清算値段間の差額の授受）

第７３条の９　当該取引日の清算値段と前取引日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（最終決済に伴う金銭の授受）

第７３条の９の２　Ｍｉｎｉ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。以下この条において同じ。）に係る最終決済（指定市場開設者が定めるＭｉｎｉ取引における最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。）と取引最終日（指定市場開設者がＭｉｎｉ取引に関し定める取引最終日をいう。）の清算数値とを比較して差額を生じたときは、国債先物等清算参加者はその差額に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定めるＭｉｎｉ取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金

	銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
（受渡決済のために授受する国債証券及び金銭） 第７３条の１１　国債先物等清算参加者が受渡決済（指定市場開設者が定めるＬａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。以下同じ。）に係る受渡決済をいう。以下同じ。）のために授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。 （１）　国債証券の数量は、最終売建玉（取引最終日（指定市場開設者がＬａｒｇｅ取引に関し定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。）までの間に第７３条の６第１項及び第２項に規定する申告が行われなかった売建玉をいう。）と最終買建玉（取引最終日までの間に第７３条の６第１項及び第２項に規定する申告が行われなかった買建玉をいう。）の差引数量 （２）　（略）	（受渡決済のために授受する国債証券及び金銭） 第７３条の１１　国債先物等清算参加者が受渡決済（指定市場開設者が定めるＬａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。以下この条において同じ。）に係る受渡決済をいう。以下同じ。のために授受する国債証券の数量及び金銭の額は、次の各号に定めるところによる。 （１）　国債証券の数量は、最終売建玉（取引最終日（指定市場開設者がＬａｒｇｅ取引に関し定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。）までの間に買戻しがされなかった売建玉をいう。）と最終買建玉（取引最終日までの間に転売がされなかった買建玉をいう。）の差引数量 （２）　（略）
（クローズアウト数量等申告） 第７３条の１６　国債先物等清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）における転売及び買戻しの数量を第４６条の３に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。 ２　国債先物等清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債	（転売又は買戻し） 第７３条の１６　国債先物等清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。 ２　国債先物等清算参加者は、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに

先物等非清算参加者の転売及び買戻しの数量を、第４６条の４に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。	区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、国債先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る国債先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第４６条の３に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。	３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
４　当社は、第２項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該国債先物等清算参加者が管理する第４６条の４に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。	４　当社は、第２項の規定に基づき清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該申告に係る国債先物等非清算参加者の指定清算参加者の、当該国債先物等非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。
５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者（第３条第２項第４号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。第７３条の１９の２を除き、以下この節において同じ。）に通知する。	５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの内容を、指定市場開設者（第３条第２項第４号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。第７３条の１９の２を除き、以下この節において同じ。）に通知する。
（取引代金の授受） 第７３条の１７　国債証券先物オプションに係る清算約定が成立したときは、国債先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結を行った取引日（指定市場開設者が国債証券先物オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、	（取引代金の授受） 第７３条の１７　国債証券先物オプションに係る清算約定が成立したときは、国債先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結を行った取引日（指定市場開設者が国債証券先物オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、

金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（クローズアウト数量等申告）

第７３条の２０　指数先物等清算参加者は、指数先物取引の各限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第５号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。）について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）における転売及び買戻しの数量を第４６条の３に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　指数先物等清算参加者は、指数先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（指数先物取引に係る取引資格を有する者のうち、指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）の転売及び買戻しの数量を、第４６条の４に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズア

金銭を支払う国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する国債先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（転売又は買戻し）

第７３条の２０　指数先物等清算参加者は、指数先物取引の各限月取引（指定市場開設者（第３条第２項第５号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）が定める限月取引をいう。以下この節において同じ。）について、転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）には、当該指数先物等清算参加者は、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　指数先物等清算参加者は、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（指数先物取引に係る取引資格を有する者のうち、指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買

ウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第４６条の３に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。	戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
４　当社は、第２項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第４６条の４に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。	４　当社は、第２項の規定に基づき清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該申告に係る指数先物等非清算参加者の指定清算参加者の、当該指数先物等非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。
５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者に通知する。	５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの内容を、指定市場開設者に通知する。
（約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受） 第７３条の２２　指数先物取引における約定数値（指定市場開設者が定める約定数値をいう。以下同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	（約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受） 第７３条の２２　指数先物取引における約定数値（指定市場開設者が定める約定数値をいう。以下同じ。）と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
（清算数値間の差に相当する金銭の授受） 第７３条の２３　当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するもの	（清算数値間の差に相当する金銭の授受） 第７３条の２３　当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日の終了する日の翌日において、当社との間で授受するもの

とする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（最終決済に伴う金銭の授受）

第７３条の２４　指数先物取引における最終決済（指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。次条において同じ。）と取引最終日（指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。）の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（クローズアウト数量等申告）

第７３条の２６　指数先物等清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量並びに転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）における転売及び買戻しの数量を第４６条の３に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　指数先物等清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、クローズアウト数量（有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものに限る。）並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻し

とする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（最終決済に伴う金銭の授受）

第７３条の２４　指数先物取引における最終決済（指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済をいう。）において、最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。次条において同じ。）と取引最終日（指定市場開設者が指数先物取引に関し定める取引最終日をいう。）の清算数値とを比較して差を生じたときは、指数先物等清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定める指数先物取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（転売又は買戻し）

第７３条の２６　指数先物等清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、転売又は買戻しをした場合（次項に定める場合を除く。）には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。

２　指数先物等清算参加者は、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る指数先物等非

をした場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者（指数オプション取引に係る取引資格を有する者のうち、指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）の転売及び買戻しの数量を、第４６条の４に規定する区分口座ごとに当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。	清算参加者（指数オプション取引に係る取引資格を有する者のうち、指数先物等清算資格を有しない者をいう。以下この節において同じ。）それぞれについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、指数先物等清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係る指数先物等非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。
３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第４６条の３に規定する区分口座ごとに買建玉及び売建玉から減じるものとする。	３　当社は、第１項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
４　当社は、第２項の規定に基づき申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該指数先物等清算参加者が管理する第４６条の４に規定する区分口座ごとに清算取次買建玉及び清算取次売建玉から減じるものとする。	４　当社は、第２項の規定に基づき清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該申告に係る指数先物等非清算参加者の指定清算参加者の、当該指数先物等非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。
５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量を、指定市場開設者（第３条第２項第６号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）に通知する。	５　当社は、第１項又は第２項の申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの内容を、指定市場開設者（第３条第２項第６号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この節において同じ。）に通知する。
（取引代金の授受） 第７３条の２７　指数オプション取引に係る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結	（取引代金の授受） 第７３条の２７　指数オプション取引に係る清算約定が成立したときは、指数先物等清算参加者は、その取引代金を取引契約締結

を行った取引日（指定市場開設者が指数オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	を行った取引日（指定市場開設者が指数オプション取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）の終了する日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
（権利行使に係る決済のための金銭の授受）	（権利行使に係る決済のための金銭の授受）
第７３条の３０　指数オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前１１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。	第７３条の３０　指数オプション取引における権利行使が行われたときは、指数先物等清算参加者は、権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭を権利行使が行われた日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後１時までに、金銭を受領する指数先物等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後２時４５分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。
第９節　雑則	第９節　雑則
（先物・オプション取引について授受する金銭の額及び授受の方法）	（先物・オプション取引について授受する金銭の額及び授受の方法）
第７３条の４０　第７３条の３、第７３条の８、第７３条の９、第７３条の９の２、第７３条の１７、第７３条の２２から第７３条の２４まで、第７３条の２７及び第７３条の３０の規定による金銭の授受は、次の各号に掲げる単位の区分に従い、当該各号に定める金額により行うものとする。 （１）　第４６条の３第１号及び第３号に規定する単位 同一清算参加者の第４６条の３第１号並びに第３号ａ及びｂに規定する区分口座の支払金額と受入金額の	第７３条の４０　第７３条の３、第７３条の８、第７３条の９、第７３条の９の２、第７３条の１７、第７３条の２２から第７３条の２４まで、第７３条の２７及び第７３条の３０の規定により授受する金銭の額は、同一清算参加者の総支払金額と総受入金額の差引額とする。 （新設）

差引額を合計した金額 （２）　第４６条の３第２号並びに第４６条の４第１号及び第２号に規定する単位同一清算参加者の第４６条の３第２号、第４６条の４第１号並びに第２号ａ及びｂに規定する区分口座の支払金額と受入金額の差引額を合計した金額	（新設）
２　（略）	２　（略）
３　清算参加者は、当社が定める場合において、当社が定めるところにより、前２項に定める金銭の授受に代えて、当該清算参加者が管理する第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとに、当該区分口座の支払金額と受入金額の差引額の金銭の授受を行うことができる。	（新設）
（建玉の移管） 第７３条の４４　この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定（Ｌａｒｇｅ取引における取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第３号の指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。）が当該取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引の当該取引最終日から起算して２日目の午後１時以降の当該限月取引に係る未決済約定及びクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。）を引き継ぐことができる。	（建玉の移管） 第７３条の４４　この業務方法書に別に定める場合のほか、清算参加者は、当社の承認を受けて、他の清算参加者に先物・オプション取引の未決済約定（取引最終日（指定市場開設者（第３条第２項第２号から第６号までの指定金融商品市場を開設する指定市場開設者をいう。以下この章において同じ。）が先物・オプション取引に関し定める取引最終日をいう。）が到来した限月取引（指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この章において同じ。）の当該取引最終日後における当該限月取引の未決済約定及びクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この章において同じ。）を引き継ぐことができる。
２　清算参加者は、前項の規定に基づく未決済約定の引継ぎ（以下この章において「建玉の移管」という。）を行う場合、他の清算参加者から当該建玉の移管について承諾を受けるとともに、当社が定める時限までに、当社が定めるところにより、当社に申請を行わなければならない。	２　清算参加者は、前項の規定に基づく未決済約定の引継ぎ（以下この章において「建玉の移管」という。）を行おうとするときは、当社が定める時限までに、当社が定めるところにより、当社に申請を行わなければならない。
３　前項の場合において、建玉の移管は、当	３　建玉の移管は、当社が定める時刻に行わ

社が承認したときに成立するものとする。	れるものとする。
４・５　（略）	４・５　（略）
（清算預託金の管理） 第７５条　当社は、前条の清算預託金については、自己の固有の財産と口座を区分する等の方法により分別して保管するものとし、清算参加者ごとに、第１５条の２第１項各号に掲げる当初証拠金、第１６条第１項各号に掲げる清算基金、決済促進担保金及び売買証拠金の種類に区分して帳簿により管理するものとする。	（清算預託金の管理） 第７５条　当社は、前条の清算預託金については、自己の固有の財産と口座を区分する等の方法により分別して保管するものとし、清算参加者ごとに当初証拠金、現物・先物・オプション清算基金、ＦＸ清算基金、決済促進担保金及び売買証拠金の種類に区分して帳簿により管理するものとする。
第７章　清算参加者の決済不履行時の措置等 第１節　通則	第７章　清算参加者の決済不履行時の措置等 第１節　通則
（決済不履行時の清算基金の決済使用） 第７５条の２　当社は、清算参加者が清算約定の決済を履行しない場合であって、他の者からの借入れその他の手段によってもなお清算約定の決済を完了させることが困難であると当社が認めるときは、当該不履行が発生した日（以下「決済使用開始日」という。）における当該清算参加者以外の清算参加者（以下「決済使用開始日清算参加者」という。）が当社に預託している清算基金（円貨をもって預託したものに限る。次条において同じ。）を、清算約定の決済の完了のために使用（以下「決済使用」という。）することができる。 ２　決済使用は、決済使用開始日の前日における決済使用開始日清算参加者に係る清算基金現金所要額以下の額で、当社が必要と認める限度において行う。 ３　当社は、決済使用を行ったときは、決済使用開始日清算参加者に対し、遅滞なくその旨を通知する。	（新設）
（決済使用の際の清算基金の返戻） 第７５条の３　当社は、決済使用を行うときは、次条の規定により決済使用を終了する	（新設）

までの間、決済使用開始日清算参加者に対する清算基金の返戻を停止することができる。	
（決済使用の終了） 第７５条の４　決済使用は、決済使用に係る清算約定の決済が完了したと当社が認めるときに終了するものとする。 ２　当社は、前項の規定により決済使用を終了した場合には、決済使用開始日清算参加者に対し、遅滞なくその旨を通知する。 ３　当社は、第１項の規定により決済使用を終了した場合には、当社が定めるところにより、決済使用開始日清算参加者に対し、当社が定める金額の金銭を支払う。	（新設）
（決済不履行の場合における措置） 第７６条（略） ２～６　（略） ７　当社は、第５項の規定により不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合には、当該不履行清算参加者の未決済約定（以下「不履行約定」という。）の銘柄構成、規模及び市況等を勘案し、当該不履行清算参加者をして、不履行約定の他の清算参加者への引継ぎ、転売若しくは買戻し、権利行使又は当該不履行清算参加者の計算による損失回避取引（本項に規定する整理までに当社に生じ得る損失の全部又は一部を回避するために行う清算対象取引をいう。）その他当社が必要と認める整理を行わせることができる。	（決済不履行の場合における措置） 第７６条（略） ２～６　（略） ７　当社は、第５項の規定により不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合には、その不履行清算参加者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。
８　前項に定める方法によってもなお不履行約定がある場合、当社は、第７８条第１項に規定する損失の発生又は拡大を防止するために必要と認めるときに限り、破綻処理オークション（不履行約定の処理を目的とする取引を行わせるためのオークション手続をいう。以下同じ。）を行うことができる。	（新設）

９　当社は、第７項に定める整理を行うために必要とする限度において、第５項の規定によりすべての債務の引受けの停止の措置を受けた不履行清算参加者から、当該不履行清算参加者の清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。	８　当社は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、第５項の規定によりすべての債務の引受けの停止の措置を受けた不履行清算参加者から、当該不履行清算参加者の清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。
１０　（略）	９　（略）
１１　（略）	１０　（略）
（決済不履行による損失の補填） 第７８条　当社は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより当社が損失（当該不履行の処理（そのおそれがあると認めるときの処理を含む。）に際し当社が受けた損失を含む。）を受けた場合には、当該損失について、それぞれ次に掲げるもの（代用有価証券である場合には、当社が定めるところにより当該代用有価証券を処分して得るもの）によりその預託目的に従って補填する。	（決済不履行による損失の補填） 第７８条　当社は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより当社が損失（当該不履行の処理（そのおそれがあると認めるときの処理を含む。）に際し当社が受けた損失を含む。）を受けた場合には、当該損失について、それぞれ次に掲げるものによりその預託目的に従って補填する。
（１）～（５）　（略） （６）　不履行清算参加者が当社に預託している清算基金	（１）～（５）　（略） （６）　不履行清算参加者が当社に預託している現物・先物・オプション清算基金及びＦＸ清算基金
２～７　（略）	２～７　（略）
（不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による損失の補填） 第７８条の２　当社は、不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格又はＦＸ清算資格に係る損失（第７６条の規定に基づく処理に際し当社が受けた損失を含む。以下この条及び次条において同じ。）について、前条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、当社が定めるところにより、当該損失に係る不履行が発生した日（不履行のおそれがあると認めた日を含む。以下この章において「不履行発生日」という。）にお	（不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による損失の補填） 第７８条の２　当社は、不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格又はＦＸ清算資格に係る損失（第７６条の規定に基づく処理に際し当社が受けた損失を含む。以下この条及び次条において同じ。）について、前条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、当該損失について、当社が定めるところにより、当該損失に係る不履行が発生した日（不履行のおそれがあると認めた日を含む。以下この章において「不履行発生

ける不履行清算参加者以外の清算参加者（以下この章において「不履行発生日清算参加者」という。）が当社に預託している第１６条第１項各号で規定する清算資格の種類ごとの清算基金のうち清算基金所要額に相当する額をもって、それぞれの清算資格に係る補填し得ない損失額を補填する。	日」という。）における不履行清算参加者以外の清算参加者（以下この章において「不履行発生日清算参加者」という。）が当社に預託している現物・先物・オプション清算基金のうち現物・先物・オプション清算基金所要額に相当する額及びＦＸ清算基金のうちＦＸ清算基金所要額に相当する額により補填する。この場合において、清算資格の種類ごとの清算基金所要額に相当する額による補填は、それぞれの清算資格に係る損失に対してのみ行うものとする。
２　前項の場合において、当社が破綻処理オークションを実施したときは、当社が定めるところにより、当該破綻処理オークションにおける落札参加者（破綻処理オークションにおいて入札した清算参加者のうち落札者となった者をいう。以下同じ。）以外の不履行発生日清算参加者が当社に預託している清算基金、落札参加者が当社に預託している清算基金の順序で、前項の補填し得ない損失の補填に充てる。	（新設）
３　当社は、第１項の補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該補填し得ない損失額と見込まれる金額として当社が暫定的に算定した額を当該補填し得ない損失額とみなして、同項の補填を行うことができる。この場合において、当社は、同項の当該補填し得ない損失額が確定した場合には、当該確定した補填し得ない損失額と当社が暫定的に算定した額との差に相当する額を、不履行発生日清算参加者との間で授受するものとする。	２　当社は、前項の補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該補填し得ない損失額と見込まれる金額として当社が暫定的に算定した額を当該補填し得ない損失額とみなして、同項の補填を行うことができる。この場合において、当社は、同項の当該補填し得ない損失額が確定した場合には、当該確定した補填し得ない損失額と当社が暫定的に算定した額との差に相当する額を、不履行発生日清算参加者との間で授受するものとする。
４　（略）	３　（略）
（特別清算料）	（特別清算料）
第７９条　（略）	第７９条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前条第３項及び第４項の規定は、第１項の当該補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合につい	４　前条第２項及び第３項の規定は、第１項の当該補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合につい

て準用する。この場合において、同条第３項前段中「同項の補填を行うことができる」とあるのは「当社が定める日に特別清算料の納入を求めることができる」と読み替えるものとする。 付　　則 １　この改正規定は、平成３０年２月１３日から施行する。ただし、第１６条第３項から第７項までの規定は、平成３０年２月９日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、第１６条第３項から第７項まで、第２１条の２、第２９条第１項第２号、第７５条の２から第７５条の４まで、第７６条第７項から第１１項まで、第７８条の２第２項から第４項まで並びに第７９条第４項の改正規定を除き、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。	て準用する。この場合において、同条第２項前段中「前項の補填を行うことができる」とあるのは「当社が定める日に特別清算料の納入を求めることができる」と読み替えるものとする。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（定義） 第２条　（略） ２～１４（略） １５　この規則において「外国国債証券」とは、金融商品取引法第２条第１項第１７号に掲げる有価証券のうち同項第１号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。	（定義） 第２条　（略） ２～１４（略） （新設）
（取引参加者の自己分の取引証拠金所要額） 第４条　自己分の取引証拠金所要額は、自己分のＳＰＡＮ証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額（第６条の２第１項及び第６条の３第１項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略）	（取引参加者の自己分の取引証拠金所要額） 第４条　自己分の取引証拠金所要額は、自己分のＳＰＡＮ証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額（第６条の２第１項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）・（２）　（略）
（顧客の証拠金所要額） 第５条　前条の規定は、次項に定める場合を除き、顧客（顧客が取次者である場合は、申込者をいう。以下同じ。）の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と、「自己分のＳＰＡＮ証拠金額」とあるのは「顧客のＳＰＡＮ証拠金額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「顧客のネット・オプション価値の総額」と、「第６条の２第１項及び第６条の３第１項」とあるのは「第６条の２第２項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の総額」と、「自己分	（顧客の証拠金所要額） 第５条　前条の規定は、顧客の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額は」とあるのは「顧客の証拠金所要額は」と、「自己分のＳＰＡＮ証拠金額」とあるのは「顧客のＳＰＡＮ証拠金額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「顧客のネット・オプション価値の総額」と、「差し引いて得た額（第６条の２第１項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）」とあるのは「差し引いて得た額」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値

の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と読み替えるものとする。	の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と読み替えるものとする。
２　前条の規定は、顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位（以下「任意に細分化した単位」という。）の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と、「自己分のＳＰＡＮ証拠金額」とあるのは「任意に細分化した単位のＳＰＡＮ証拠金額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位のネット・オプション価値の総額」と、「第６条の２第１項及び第６条の３」とあるのは「第６条の２第３項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく当該任意に細分化した単位の」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の売オプション価値の総額」と読み替えるものとする。	（新設）
（区分口座の取引証拠金所要額） 第５条の２　当社は、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座の取引証拠金所要額について、次の各号に掲げる区分口座ごとに、当該各号に定める方法によって算出する。 （１）　業務方法書第４６条の３第１号及び第４６条の４第１号に規定する区分口座 第４条に基づき計算した取引証拠金所要額 （２）　業務方法書第４６条の３第２号ａ、第３号ａ及び第４６条の４第２号ａに規定する区分口座 第２５条の規定に基づき申告された顧客の情報について前条第１項の規	（新設）

定に基づき計算した証拠金所要額及び第２５条の規定に基づき申告された任意に細分化した単位の情報について同条第２項の規定に基づき計算した証拠金所要額を当該区分口座ごとに合計した額

（３）　業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座のうち前２号に掲げる区分口座を除く区分口座　当該区分口座における顧客について前条第１項の規定に基づき計算した証拠金所要額又は当該区分口座における任意に細分化した単位について同条第２項の規定に基づき計算した証拠金所要額

２　前項第２号の規定にかかわらず、業務方法書第４６条の３第２号ａ、同条第３号ａ及び第４６条の４第２号ａに規定する区分口座の取引証拠金所要額は、清算参加者が第２５条に規定する申告を行わなかった場合又は当該申告を行うことが不可能若しくは困難であると当社が認める場合は、当社が定めるところによる。

（リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げ）

第６条の２　当社は、先物・オプション取引に係る一の取引参加者の自己の計算による建玉が負っているものと想定されるリスク量として当社が定める数量が当社が定める判定基準数量を上回った場合には、当社が定めるところにより、当該取引参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。

２　前項の規定は、顧客の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく」と、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と読み

（リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げ）

第６条の２　当社は、先物・オプション取引に係る一の清算参加者の自己の計算による建玉又は顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉が負っているものと想定されるリスク量として当社の定める数量が当社の定める判定基準数量を上回った場合には、当社が定めるところにより、当該清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。

２　当社が前項に規定する清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行う場合において、当社が定める場合には、当社が定めるところにより、当該引上げを行う額のうち当社が定める額の引上げを、

替えるものとする。	当該清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げに代えて、当該清算参加者の委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額に対して行うことができる。
３　前項の規定にかかわらず、第１項の規定は、任意に細分化した単位の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の」と、「自己の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と読み替えるものとする。	（新設）
４　前３項に規定するリスク量は、取引日ごとに算出を行い、当該リスク量の算出結果に基づき、当社は、取引証拠金所要額の引上げの判定を行う。	３　第１項に規定するリスク量は、取引日ごとに算出を行い、当該リスク量の算出結果に基づき、当社は、取引証拠金所要額の引上げの判定を行う。
（担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げ） 第６条の３　当社は、一の清算参加者が負っているものと想定される担保超過リスク相当額（当社が規則で定める額をいう。以下同じ。）が所要額引上判定基準額（当社が規則で定める額をいう。）を上回った場合には、当社が定めるところにより、当該清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行うことができる。 ２　前項に規定する担保超過リスク相当額は、取引日ごとに算出を行い、当該担保超過リスク相当額の算出結果に基づき、当社は、取引証拠金所要額の引上げの判定を行う。 ３　当社は、第１項に規定する清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行った場合において、当該清算参加者が当社に預託している自己分の取引証拠金の額が、当該引上げ後の当該清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に満たないときは、当該清算参加者に対して、その旨を速やかに通知する。	（新設）

４　前項の通知を受けた清算参加者は、不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、当該通知を受領した日の午後２時までに当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。	
（通貨の種類） 第７条の２　取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金は、当社が指定する通貨に限り預託することができる。	（新設）
（代用有価証券） 第８条　取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券に関する事項は、別表１に定める。	（代用有価証券） 第８条　取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券に関する事項は、別表に定める。
２　前項の規定にかかわらず、清算参加者が、当該有価証券の預託に際し、当社が指定する外国振替機関（外国の法令に準拠して外国において振替業又は債券の保管及び振替に関する業務を行う者をいう。）を利用する場合には、当該清算参加者、当社及び当該外国振替機関の間の契約により定められた額とする。	（新設）
３　前２項の規定のほか、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。	２　前項の規定のほか、取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券に関する事項については、当社が定める。
（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託） 第１０条　清算参加者は、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第２４条の２第２項に規定する区分口座ごとの委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、当社に預託しなければならない。	（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託） 第１０条　清算参加者は、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第２５条第２項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第６条の２第２項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）以上の額の取引証拠金を、当社に預託しなければ

	ならない。
２　清算参加者は、第６条の２の規定に基づき非清算参加者の自己分の取引証拠金所要額、顧客の証拠金所要額又は任意に細分化した単位の証拠金所要額の引上げが行われた場合において、引上げの起因となった顧客又は非清算参加者との間で当該清算参加者の自己の金銭をもって、預託することを合意することができる。	（新設）
３　清算参加者は、前項の規定により、顧客又は非清算参加者との間で合意ができた場合には、当該証拠金所要額に対して引上げを行う額のうち当社が定める額に対して、当該清算参加者の自己の金銭をもって、当該清算参加者の自己分の取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。	（新設）
（委託分の取引証拠金の預託） 第１１条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額（外国通貨にて金銭を差し入れた場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額をいう。次項、第１３条第２項及び第３項において同じ。）及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価（別表１第２項に規定する時価をいう。以下同じ。）により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合には、その時価を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国	（委託分の取引証拠金の預託） 第１１条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、清算参加者は、顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して４日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までの間においては、当該顧客が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び有価証券の時価評価額（取引証拠金の預託を行う日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（別表第２項に規定する時価をいう。以下同じ。）により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項、第１３条第２項及び第３項において同じ。）の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、

為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次項、第１３条第２項及び第３項において同じ。）の合計額に相当する額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。	当社に預託することができる。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。
３　（略）	３　（略）
４　前３項の場合において、清算参加者は、各顧客が清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額（当該金銭が外国通貨である場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額に当社が定める率を乗じた額をいう。第１３条第４項において同じ。）及び有価証券を代用価格（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に別表１第２項に定める率を乗じた額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。第１３条第４項において同じ。）により評価した額の合計額が当該顧客の証拠金所要額（第５条の規定により読み替えて適用される第４条に規定する当該顧客の証拠金所要額（第５条第２項の規定が適用される場合においては任意に細分化した単位の証拠金所要額の合計額）をいう。以下同じ。）に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、	４　前３項の場合において、清算参加者は、各顧客が清算参加者に取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に別表第２項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。第１３条第４項において同じ。）により評価した額の合計額が当該顧客の証拠金所要額（第５条の規定により読み替えて適用される第４条に規定する当該顧客の証拠金所要額をいう。以下同じ。）に満たないときは、当該証拠金所要額から当該顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の自己の金銭をもって、取引証拠金として、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

（取引証拠金の預託時限）

第１５条　第９条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日の午前１１時までに行うものとする。

（自己分の取引証拠金の維持）

第１６条　清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託されている金銭の額（当該金銭が外国通貨である場合は、計算する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額に当社が定める率を乗じた額をいう。次条、第１８条第２項及び第１９条第３項において同じ。）及び有価証券を代用価格（計算する日の前日における時価に別表１第２項に定める率を乗じた額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次条、第１８条第２項及び第１９条第３項において同じ。）により評価した額の合計額が自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することが

（取引証拠金の預託時限）

第１５条　第９条から前条までの規定による取引証拠金の預託は、先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した取引日の終了する日（有価証券オプション取引にあっては、売付けが成立した日）の翌日の正午までに行うものとする。

（自己分の取引証拠金の維持）

第１６条　清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託されている金銭の額及び有価証券を代用価格（計算する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価に別表第２項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。次条、第１８条第２項及び第１９条第３項において同じ。）により評価した額の合計額が自己分の取引証拠金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

できる。

（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持）

第１７条　清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第２４条の２第２項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第６条の２第２項又は第３項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

（委託分の取引証拠金の維持）

第１８条　清算参加者は、第１１条第１項から第３項まで又は第１２条の規定により顧客に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額（当該金銭が外国通貨である場合は、計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額をいう。以下この項、次条第１項において準用する第１３条第２項及び第３項、次条第２項、第２４条及び第３０条において同じ。）及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により

（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持）

第１７条　清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が第２５条第２項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第６条の２第２項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

（委託分の取引証拠金の維持）

第１８条　清算参加者は、第１１条第１項から第３項まで又は第１２条の規定により顧客に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額（計算する日の前日における時価により評価した額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項、次条第１項において準用する第１３条第２項及び第３項、次条第２項及び第２４条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、委託分

円貨に換算した額）をいう。以下この項、次条第１項において準用する第１３条第２項及び第３項、次条第２項、第２４条及び第３０条において同じ。）の合計額が、当該顧客が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、第１１条第１項から第３項まで又は第１２条に準じて当社に追加預託しなければならない。

２　清算参加者は、各顧客が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、第１１条第４項に準じて当社に追加預託しなければならない。

（有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持）

第１９条　清算参加者は、指定市場開設者の定めるところにより非清算参加者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において、当該非清算参加者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差入れしたときは、当該取引証拠金の全部を、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、第１３条第１項から第３項まで又は第１４条に準じて当社に追加預託しなければならない。

２　清算参加者は、第１３条第２項（前項において準用する場合を含む。）及び同条第３項（前項において準用する場合を含む。）の規定により非清算参加者に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額が、当該非清算参加者が自己分の取引証拠金として差

の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第１１条第１項から第３項まで又は第１２条に準じて当社に追加預託しなければならない。

２　清算参加者は、各顧客が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第１１条第４項に準じて当社に追加預託しなければならない。

（有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持）

第１９条　清算参加者は、指定市場開設者の定めるところにより非清算参加者が当該清算参加者に差し入れるべき取引証拠金に不足額が生じた場合において、当該非清算参加者が当該不足額以上の額の取引証拠金を追加差入れしたときは、当該取引証拠金の全部を、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第１３条第１項から第３項まで又は第１４条に準じて当社に追加預託しなければならない。

２　清算参加者は、第１３条第２項（前項において準用する場合を含む。）及び同条第３項（前項において準用する場合を含む。）の規定により非清算参加者に係る取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額が、当該非清算参加者が自己分の取引証拠金として差

し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、非清算参加者の自己分又は非清算参加者の委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、前項において準用する第１３条第２項又は第３項に準じて当社に追加預託しなければならない。	し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、非清算参加者の自己分又は非清算参加者の委託分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、前項において準用する第１３条第２項又は第３項に準じて当社に追加預託しなければならない。
３　清算参加者は、各非清算参加者が取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が指定市場開設者が定めるところにより当該非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前１１時までに、第１３条第４項に準じて当社に追加預託しなければならない。	３　清算参加者は、各非清算参加者が取引証拠金として差し入れた又は非清算参加者証拠金として預託した金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が指定市場開設者が定めるところにより当該非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額に満たないときは、その不足額以上の額を、取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、第１３条第４項に準じて当社に追加預託しなければならない。
（取引証拠金の区分及び管理方法） 第２０条　第９条から第１４条まで及び第１６条から前条までの取引証拠金の預託は、次の各号に掲げる取引証拠金に区分して行うものとする。 （１）　清算参加者が自己の計算による先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金（以下「清算参加者自己分の取引証拠金」という。）（次号に定める取引証拠金を除く。） （２）　清算参加者自己分の取引証拠金のうち、第１０条第３項の規定により、顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金 （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略） （６）　（略）	（取引証拠金の区分及び管理方法） 第２０条　第９条から第１４条まで及び第１６条から前条までの取引証拠金の預託は、次の各号に掲げる取引証拠金に区分して行うものとする。 （１）　清算参加者が自己の計算による先物・オプション取引につき当社に預託する取引証拠金（以下「清算参加者自己分の取引証拠金」という。） （新設） （２）　（略） （３）　（略） （４）　（略） （５）　（略）

（７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） （１０）　（略） ２　（略）	（６）　（略） （７）　（略） （８）　（略） （９）　（略） ２　（略）
（日中取引証拠金の預託） 第２０条の２　清算参加者は、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額（当該金銭が外国通貨である場合には、取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の当該通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算して評価した額に当社が定める率を乗じた額をいう。第２１条において同じ。）及び有価証券を代用価格（取引証拠金の預託を行う日の前々日における時価に別表１第２項に定める率を乗じた額により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。第２１条において同じ。）により評価した額の合計額が次条に規定する日中取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後２時までに当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。 ２　当社は、前項の規定により取引証拠金の預託を行わせる場合には、その旨を速やかに清算参加者に通知する。 ３　第１項の規定にかかわらず、日中取引証拠金所要額から当該所要額を算出する時点で適用した自己分の取引証拠金所要額を控除した額が１，０００万円以下となる清算参加者については、自己分の取引証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。	（新設）

４　前条第２項の規定は、第１項の取引証拠金について準用する。

（日中取引証拠金所要額）

第２０条の３　日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額及び日中オプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座（第４６条の３第１項第１号に規定する区分口座を除く。以下この条、第２２条、第２３条の２、第２３条の３及び第２４条の２において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　日中リスク再計算額

第４条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午前１１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、

（新設）

その取引日）の午前１１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日の午前１１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「日中清算価格」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午前１１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午前１１時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

（２）　日中先物取引差金相当額

先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。

ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額を合計した額

（ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会の終了までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午前立会の

終了までに行われたＪ－ＮＥＴ取引（指定市場開設者が定めるＪ－ＮＥＴ取引をいう。以下同じ。）を含む。）について、その約定値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、約定数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額

（ｂ）　指数先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午前１１時までに行われた自己の計算による指数先物取引（当該取引日の午前１１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）について、その約定数値と日中清算数値との差に相当する額

ｂ　前取引日の自己の計算による建玉及び顧客の委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と日中清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、日中清算数値）との差に相当する額

（３）　日中オプション取引代金相当額

次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。

ａ　国債証券先物オプション取引について、その取引日の終了する日の午前立会終了までに行われた自己の計算によるオプション取引（当該取引日の終了する日の午前１１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）に係る取引代金に相当する額

ｂ　有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その日の午前立会における午前１１時まで（指数オプション取引にあっては、その取引日の日中立会における午前１１時まで）に行われた自己の計算によるオプショ

ン取引（当該日又は当該取引日の午後１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）に係る取引代金に相当する額 （４）　業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額 別表２により業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとに算出される額を合計した額とする。	
（日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格） 第２０条の４　当社は、第２０条の２第１項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社が定めるところにより、日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格を定める。	（新設）
（緊急取引証拠金の預託） 第２１条　清算参加者は、国債証券先物取引又は指数先物取引の相場が次の各号に該当する場合その他当社が必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が次条に規定する緊急取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後４時までに当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。	（緊急取引証拠金の預託） 第２１条　清算参加者は、国債証券先物取引又は指数先物取引の相場が次の各号に該当する場合その他当社が必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券を代用価格（前々日における時価に別表第２項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同項に定める率を乗じた額を前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）により評価した額の合計額が次条に規定する緊急取引証拠金所要額に満たないときは、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、その日の午後４時までに当社に預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。
（１）　国債証券先物取引の相場が午後立会において当社が定める基準を超えて変	（１）　国債証券先物取引の相場が午前立会において当社が定める基準を超えて変

動した場合 （２）　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、緊急取引証拠金所要額から当該所要額を算出する時点で適用した自己分の取引証拠金所要額を控除した額が１，０００万円以下となる清算参加者については、第１項の規定による自己分の取引証拠金の追加預託の義務を負わないものとする。 ４　第２０条第２項の規定は、第１項の取引証拠金について準用する。 （緊急取引証拠金所要額） 第２２条　緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　リスク再計算額 第４条の規定中「先物・オプション取引に係る取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後１時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午後１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」とあるのは「その前取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉」と、「自己分の買オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の買オプション価値の総額は、国債証券	動した場合 （２）　（略） ２　（略） （新設） ３　前条第２項の規定は、第１項の取引証拠金について準用する。 （緊急取引証拠金所要額） 第２２条　緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （１）　リスク再計算額 第４条の規定中「第６条の２第１項の規定に基づき」とあるのは「前取引日において第６条の２第１項の規定に基づき」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午前１１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日」とあるのは「その前取引日」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後１時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午後１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「有価証券オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「有価証券オプション取引についてはその日の午後１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と、「国債証券先物オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「指数オプション取引については、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「指数オプション取引についてはその取引日の午後１時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「自己分の売オプション価値の総額は、取引参加者の自己の計算による」とあるのは「自己分の売オプション価値の総額は、国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午後１時時点、有価証券オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引についてはその日（指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日）の午後１時時点における取引参加者の自己の計算による」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

（２）　先物取引差金相当額

先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。

ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額を

（２）　先物取引差金相当額

先物取引について、次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。

ａ　次の（ａ）及び（ｂ）に定める額を

合計した額 （ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午後立会のうち午後１時までに行われた自己の計算による取引（当該取引日の午後１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）について、その約定値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、約定数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （ｂ）　指数先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午後１時までに行われた自己の計算による指数先物取引（当該取引日の午後１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額 ｂ　前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （３）　オプション取引代金相当額 次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。	合計した額 （ａ）　国債証券先物取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会において行われた自己の計算による取引（当該取引日の午前立会の終了時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引（指定市場開設者が定めるＪ－ＮＥＴ取引をいう。以下同じ。）を含む。以下この（ａ）において同じ。）、顧客の委託に基づく取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引について、その約定値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、約定数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （ｂ）　指数先物取引について、その取引日の夜間立会及び日中立会のうち午前１１時までに行われた自己の計算による指数先物取引（当該取引日の午前１１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。以下この（ｂ）において同じ。）、顧客の委託に基づく指数先物取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づく指数先物取引について、その約定数値と緊急清算数値との差に相当する額 ｂ　前取引日の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉について、前取引日の清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、清算数値）と緊急清算値段（国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引及び指数先物取引にあっては、緊急清算数値）との差に相当する額 （３）　オプション取引代金相当額 次のａ及びｂに定める額を合計した額とする。

a　国債証券先物オプション取引について、その取引日の終了する日の午後１時までに行われた自己の計算によるオプション取引（当該取引日の終了する日の午後１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）に係る取引代金に相当する額	a　国債証券先物オプション取引について、その取引日の夜間立会及び午前立会において行われた自己の計算によるオプション取引（当該取引日の午前立会の終了時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。以下このａにおいて同じ。）、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額
b　有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その日の午後立会における午後１時まで（指数オプション取引にあっては、その取引日の日中立会における午後１時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（当該日又は当該取引日の午後１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。）に係る取引代金に相当する額	b　有価証券オプション取引及び指数オプション取引について、その日の午前立会における午前１１時まで（指数オプション取引にあっては、その取引日の日中立会における午前１１時まで）に行われた自己の計算によるオプション取引（当該日又は当該取引日の午前１１時までに行われたＪ－ＮＥＴ取引を含む。以下このｂにおいて同じ。）、顧客の委託に基づくオプション取引及び有価証券等清算取次ぎの委託に基づくオプション取引に係る取引代金に相当する額
（４）　業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの担保超過リスク額を合計した額 別表２により業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとに算出された額を合計した額とする。	（新設）
（特定先緊急取引証拠金の預託） 第２３条の２　当社は、次の各号に定める基準に該当した清算参加者に対して、取引証拠金所要額を引き上げることができる。 （１）　当該清算参加者のいずれかの業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座において、次条第１項に規定する業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの通常市場環境下リスク相当額を当該区分	（新設）

口座に係る取引証拠金見込み額（取引証拠金として預託される見込みの額として、当社が定めるところにより計算した額。次号において同じ。）で除して得た比率が、当社が定める数値を超えるとき （２）　当該清算参加者の次条第２項に規定する当該清算参加者の通常市場環境下リスク相当額通算額を自己分の取引証拠金見込み額で除して得た数値が、当該清算参加者の純財産額（登録金融機関及び証券金融会社にあっては、純資産額をいう。）又は現金等の財産の状況に応じて当社が定める数値を超えるとき ２　当社は、前項各号のいずれかに該当した清算参加者に対して、その旨及びその不足額を速やかに通知する。 ３　前項の通知を受けた清算参加者は、当該不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、当該通知時間の３時間後までに当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。 ４　前項の規定にかかわらず、当社は、資金決済インフラの稼働時間その他の預託実務等の事情を勘案して、当社が特に認めたときは、当該追加預託の期限及び当該額を変更することができる。 ５　第２０条第２項の規定は、第３項の取引証拠金について準用する。	
（通常市場環境下リスク相当額等） 第２３条の３　業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとの通常市場環境下リスク相当額は、当該区分口座について、別表２のリスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。 ２　通常市場環境下リスク相当額通算額は、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座について、前項の規定	（新設）

により計算した額から当該区分口座の取引証拠金預託見込額を減じた額（正の額に限る。）に業務方法書第４６条の３第１項に規定する区分口座について前項の規定により計算した額を通算した額とする。	
３　当社は、第２３条の２第３項の規定により取引証拠金を預託させることとした場合は、当社の定めるところにより、特定先緊急清算値段、特定先緊急清算数値及び特定先緊急清算価格を定める。	
（取引証拠金所要額の通知） 第２４条の２　当社は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日）、建玉確定処理（業務方法書第７３条の２、第７３条の６、第７３条の１６、第７３条の２０及び第７３条の２６の規定による申告数量を決済に係るものとして減じる処理並びに第７３条の１９の規定によるオプションの権利行使及び割当てに伴う建玉の加減の処理をいう。以下この条において同じ。）の後に、その取引日（有価証券オプション取引にあっては、その日）の自己分の取引証拠金所要額を清算参加者に通知するものとする。	（取引証拠金所要額の通知） 第２４条の２　当社は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日）、建玉確定処理（業務方法書第７３条の２、第７３条の６、第７３条の１６、第７３条の２０及び第７３条の２６の規定により、転売又は買戻しに係る数量を決済に係るものとして減じる処理並びに同第７３条の１９の規定によるオプションの権利行使及び割当てに伴う建玉の加減の処理をいう。）の後に、その取引日（有価証券オプション取引にあっては、その日）の自己分の取引証拠金所要額を清算参加者に通知するものとする。
２　当社は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日）、その取引日（有価証券オプション取引にあっては、その日をいう。以下この項において同じ。）の建玉確定処理後に、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとに第５条の２で規定する取引証拠金所要額を、当該区分口座におけるその取引日の委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額として、清算参加者に対し、通知するものとする。	（新設）
（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分のポジション申告） 第２５条　清算参加者は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日）、	（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の申告） 第２５条　清算参加者は、取引日ごとに（有価証券オプション取引にあっては、毎日）、

各銘柄について、業務方法書第４６条の３第２号ａ、同条第３号ａ及び第４６条の４第２号ａに規定する区分口座ごとに、当該銘柄に係る各顧客又は任意に細分化した単位の売建玉及び買建玉に係る情報を当社が定める時限までに当社に申告するものとする。この場合において、当該清算参加者は、当該売建玉及び買建玉のうち、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉及び買建玉に係る情報に限り、自らの申告に代えて、非清算参加者をして申告を行わせることができる。	次項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額を、当社が定める時限までに当社に申告するものとする。
（削る）	２　委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額は、各顧客の証拠金所要額（第５条の規定により読み替えて適用される第４条に規定する各顧客の証拠金所要額をいう。）及び指定市場開設者の定めるところにより非清算参加者の取引証拠金所要額として非清算参加者が申告した額について合計した額とする。
（委託分の取引証拠金の取扱い） 第３０条　（略） ２　前項の規定により当社に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。 （１）　（略） （２）　支払不能等清算参加者が当社に預託していた清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託している外国通貨をもって円貨を取得し、又は代用預託していた有価証券を次条の規定により当社が換金したときの当該取得又は当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計	（委託分の取引証拠金の取扱い） 第３０条　（略） ２　前項の規定により当社に預託したものとみなされる当該顧客に係る委託分の取引証拠金のうち、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されているものの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。 （１）　（略） （２）　支払不能等清算参加者が当社に預託していた清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）から、当該支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託していた有価証券を次条の規定により当社が換金したときの当該換金に要した費用を差し引いた額を、各顧客が支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額に相当する額に応じて按分した額

額に相当する額に応じて按分した額	
（差換預託分の取引証拠金等の換金等） 第３１条　指定市場開設者が支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく支払不能による売買停止時の建玉の移管を行わせることとした場合には、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として預託されている外国通貨をもって全部若しくは一部を当社が適当と認める方法により円貨を取得し、又は代用預託されている有価証券の全部若しくは一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者及びその顧客と当社との間に委任契約が成立していたものとする。	（差換預託分の取引証拠金等の換金） 第３１条　指定市場開設者が支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく未決済約定について転売若しくは買戻し若しくは権利行使を行わせることとした場合又は支払不能等清算参加者の顧客の委託に基づく支払不能による売買停止時の建玉の移管を行わせることとした場合には、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部若しくは一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者及びその顧客と当社との間に委任契約が成立していたものとする。
２　前項の場合において、顧客が取次者であり、かつ、指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客又は支払不能による売買停止時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める顧客として定める者であるときは、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として預託されている外国通貨をもって全部若しくは一部を当社が適当と認める方法により円貨を取得し、又は代用預託されている有価証券の全部若しくは一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者、顧客及びその申込者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。	２　前項の場合において、顧客が取次者であり、かつ、指定市場開設者が支払不能等清算参加者に対する先物・オプション取引に係る債務について期限の利益を喪失している顧客又は支払不能による売買停止時の建玉の移管を行うことが適当でないと認める顧客として定める者であるときは、当社は、清算参加者委託分の取引証拠金（取次者差換預託分）として代用預託されている有価証券の全部若しくは一部を当社が適当と認める方法により換金することができる。この場合において、支払不能等清算参加者、顧客及びその申込者と当社との間に委任契約が成立していたものとする。
（差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例） 第３２条　前条第１項の規定により当社が外国通貨をもって円貨を取得し、又は有価証券を換金した場合は、清算参加者委託分の	（差換預託分の取引証拠金等の取扱いの特例） 第３２条　前条第１項の規定により当社が有価証券を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）は、支払不能

取引証拠金(差換預託分)は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。	等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(差換預託分)として当社に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。
2　前条第２項の規定により当社が外国通貨をもって円貨を取得し、及び有価証券を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託している当該取得に係る外国通貨以外の金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該取得後の金銭の額から当該取得に要した費用を差し引いた額の金銭及び当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。	2　前条第２項の規定により当社が有価証券を換金した場合は、清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)は、支払不能等清算参加者が清算参加者委託分の取引証拠金(取次者差換預託分)として当社に預託している金銭及び当該換金に係る有価証券以外の有価証券並びに当該換金後の金銭の額から当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭とする。
(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)	(取次者に係る委託分の取引証拠金に係る返還請求権の特例)
第３４条　(略)	第３４条　(略)
２・３　(略)	２・３　(略)
4　第１項の場合において、当該申込者に係る委託分の取引証拠金(当該申込者からの直接預託分の取引証拠金として当社に預託されているものを除く。)に対する返還請求権は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。	4　第１項の場合において、当該申込者に係る委託分の取引証拠金(当該申込者からの直接預託分の取引証拠金として当社に預託されているものを除く。)に対する返還請求権は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額を限度とするものとする。
(1)　顧客の申込者が顧客に取次証拠金として又は支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額(当該金銭が外国通貨である場合には、その時価を当該支払不能等による売買停止等を行った日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額をいう。)	(1)　顧客の申込者が顧客に取次証拠金として又は支払不能等清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び有価証券の時価評価額(指定市場開設者が支払不能等による売買停止等を行った日の前日における時価により評価した額(当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合には、その時価を当該支払不能等による売買停止等を行った日の前日

及び有価証券の時価評価額（指定市場開設者が支払不能等による売買停止等を行った日の前日における時価により評価した額（当該有価証券が外国国債証券である場合には、その時価を当該支払不能等による売買停止等を行った日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨１単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）の合計額に相当する額	における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。以下この項において同じ。）の合計額に相当する額
（２）　（略）	（２）　（略）
５　（略）	５　（略）
付　則	
１　この改正規定は、平成３０年２月１３日から施行する。ただし、第２３条の２及び第２３条の３の改正規定は、この改正規定の施行日以後の日で当社が定める日から適用する。	
２　前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。	
別表１	別表
代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表	代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表
１　取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券の代用価格は、当該代用有価証券の差入日又は預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に当社の定める率を乗じた額（当該有価証券が外国国債証券である場合は、その時価に当社の定め	１　取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券の代用価格は、当該代用有価証券の差入日又は預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における時価に当社の定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価

る率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の各外国国債証券の評価に用いる通貨1単位当たりの円貨額により円貨に換算した額）（委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券の代用価格にあっては、当社の定める率を乗じた額を超えない額）とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。

２　前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
（略）			
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	（略）
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの１００分の９３ （２）残存期１年超５年以内のもの１００分の９２ （３）残存期間５年超１０年以内の

に当社の定める率を乗じた額を取引証拠金の預託を行う日の前々日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の １ 米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）（委託証拠金及び取次証拠金の代用有価証券の代用価格にあっては、当社の定める率を乗じた額を超えない額）とする。ただし、当社は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。

２　前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
（略）			
アメリカ合衆国財務省証券		ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）

			もの １００分の９０ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の８８ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８６ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８５				
		ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの １００分の９５ （２）残存期間１年超５年以内のもの １００分の９３ （３）残存期間５年超１０年以内の	（新設）	（新設）	（新設）

			もの １００分の９２ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の９０ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８８ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８８				
		フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの １００分の９５ （２）残存期間１年超５年以内のもの １００分の９３ （３）残存期間５年超１０年以内の	（新設）	（新設）	（新設）

			もの １００分の９１ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の８８ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８４ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８５
（略）			
公社債投資信託の受益証券（注６）	（略）	（略）	（略）
転換社債型新株予約権付社債券（注３）（注５）（注６） 交換社債券（注３）（注６）	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）
投資信託の受	（略）	（略）	

（略）			
公社債投資信託の受益証券	（略）	（略）	（略）
転換社債型新株予約権付社債券（注３）（注５） 交換社債券（注３）	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）
投資信託の受	（略）	（略）	

益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)			
投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの（注６）	（略）	

（注）

１．～５．　（略）

６．　清算参加者の自己の取引証拠金及びアフィリエイトの取引証拠金に対する代用有価証券の範囲から除く。

３　（略）

別表２

業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する各区分口座の担保超過リスク額の算出に関する表

業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する各区分口座の担保超過リスク額は、算出時点において、一の区分口座における顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。

担保超過リスク額
＝一の区分口座におけるリスク再計算額＋一の区分口座における先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額－一の区分口座における取引証拠金預託額

ａ　一の区分口座におけるリスク再計算額とは、区分口座ごとに次の計算式により算出される額とする。

（ａ）　一の区分口座が業務方法書第４６条の３第２号ｂ、同条第３号ｂ、第４

益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)			
投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	（略）	

（注）

１．～５．　（略）

（新設）

３　（略）

（新設）

６条の４第１号又は同条第２号ｂに規定する区分口座の場合の計算式

一の区分口座におけるリスク再計算額＝一の区分口座におけるＳＰＡＮ証拠金額－一の区分口座におけるネット・オプション価値の総額

（注１）　一の区分口座におけるＳＰＡＮ証拠金額とは、算出時点における先物・オプション取引に係る一の区分口座の計算による建玉（その取引日にクロスマージンの申請の対象となった建玉を除く。）について、ＳＰＡＮにより計算した証拠金額をいう。

（注２）　一の区分口座におけるネット・オプション価値の総額とは、算出時点における一の区分口座における買オプション価値の総額から一の区分口座における売オプション価値の総額を差し引いて得た額をいう。

（ｂ）　一の区分口座が業務方法書第４６条の３第２号ａ、同条第３号ａ又は第４６条の４第２号ａに規定する区分口座の場合の計算式

一の区分口座におけるリスク再計算額＝前取引日通知取引証拠金所要額＋リスク変動相当額

（注１）　前取引日通知取引証拠金所要額とは、第２４条の２第２項の規定に基づき前取引日に当社が清算参加者に対して一の区分口座の取引証拠金所要額として通知した額をいう。

（注２）　リスク変動相当額とは、算出時点におけるａの（ａ）の規定に基づき算出した一の区分口座におけるＳＰＡＮ証拠金額から前取引日においてａの（ａ）の規定に基づき算出した一の区分口座におけるＳＰ

ＡＮ証拠金額を減じて得た額をいう。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。 b　一の区分口座における先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額とは、算出時点の一の区分口座における各取引に係る先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額をいう。 c　一の区分口座における取引証拠金預託額とは、算出時点で一の区分口座の取引証拠金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額の合計額	

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（当社が指定する通貨） 第６条の４　業務方法書第１５条の２第３項、第１６条第４項、第５２条第２項及び第７０条第２項に規定する当社が指定する通貨は、円貨及びアメリカ合衆国通貨とする。 ２　業務方法書第１５条の２第３項、第１６条第４項、第５２条第２項及び第７０条第２項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、１００分の９６とする。	（新設）
（代用有価証券） 第７条　業務方法書第１５条の２第４項から第６項まで、第１６条第５項から第７項まで、第５２条第３項から第５項まで及び第７０条第３項から第５項までに定める代用有価証券に関する事項は、別表第１に定める。	（代用有価証券） 第７条　業務方法書第１５条の２第３項から第５項まで、第１６条第３項から第５項まで、第５２条第２項から第４項まで、第７０条第２項から第４項までに定める代用有価証券に関する事項は、別表第１に定める。
（過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査に対する報告方法） 第９条の２　業務方法書第２１条の２第１項及び第３項に規定する報告は、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。	（新設）
（措置の対象とする取引証拠金） 第９条の３　業務方法書第２９条の４第１項に規定する当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２０条第１項第２号に掲げる取引証拠金並びに取引所ＦＸ取引に係る取引証拠金等に関する規則第１９条第１項第４号及び第８号に掲げる取引証拠金とする。 ２　業務方法書第２９条の４第２項に規定す	（措置の対象とする取引証拠金） 第９条の２　業務方法書第２９条の４第１項に規定する当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２０条第１項第４号、第６号及び第９号に掲げる取引証拠金並びに取引所ＦＸ取引に係る取引証拠金等に関する規則第１９条第１項第４号及び第８号に掲げる取引証拠金とする。 （新設）

る当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２０条第１項第２号、第５号、第７号及び第１０号に掲げる取引証拠金並びに取引所ＦＸ取引に係る取引証拠金等に関する規則第１９条第１項第４号及び第８号に掲げる取引証拠金とする。

（緊急停止を行う時間）

第９条の４　業務方法書第２９条の５に定める当社が定める時間は、午後１時から取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。）が終了する日の午前９時までの間とする。

（新設）

（アロケーション申告等）

第１０条の２　清算参加者は、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座（業務方法書第４６条の３第１号に規定する区分口座を除く。）の一において管理する先物・オプション取引に係る未決済約定を当該区分口座のうちの他の区分口座へ移動する場合において、当該移動を行うための申告（以下「アロケーション申告」という。）を当社に行ったうえで、当該移動又は先物・オプション取引に係る建玉の移管を行うものとする。

２　前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物・オプション取引が成立した取引日（指定市場開設者が国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。）の終了する日の午後６時まで（有価証券オプション取引にあっては当該取引が成立した日の午後６時まで）に行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、アロケーション申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障

（新設）

が生じた場合その他やむを得ない事由により、アロケーション申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合、清算参加者は、当社がその都度定める時限までにアロケーション申告を行うものとする。この場合において、当社は、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知するものとする。	
（金銭の受払い） 第１２条　（略）	（金銭の受払い） 第１２条　（略）
２　業務方法書第７３条の４０第３項に規定する当社が定める場合とは、清算参加者が当社に対して、業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座ごとに申請を行い、当社が当該申請を承認した場合をいう。	（新設）
３　業務方法書第７３条の４０第３項に規定する当社が定める金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。 （１）　金銭を支払う清算参加者は、前項の規定により当社が承認した区分口座に預託されている金銭（円貨に限る。）によって、当社に対して支払うものとする。 （２）　金銭を受領する清算参加者は、前項の規定により当社が承認した区分口座において金銭（円貨に限る。）を受領するものとする。この場合において、当該清算参加者が受領した金銭は、当該区分口座に預託されたものとみなす。	（新設）
（先物・オプション取引に係るクローズアウト数量等申告の申告時限） 第２０条の２　業務方法書第７３条の２第１項及び第２項、第７３条の６第１項及び第２項、第７３条の１６第１項及び第２項、第７３条の２０第１項及び第２項並びに第７３条の２６第１項及び第２項に規定する申告（以下「クローズアウト数量等申告」という。）は、決済を行う取引日が終了する日において午後７時までに行うものとす	（先物・オプション取引に係る転売又は買戻しの申告時限） 第２０条の２　業務方法書第７３条の２第１項及び第２項、第７３条の６第１項及び第２項、第７３条の１６第１項及び第２項、第７３条の２０第１項及び第２項並びに第７３条の２６第１項及び第２項に規定する転売又は買戻しの申告は、次項に定める場合を除き、当該転売又は買戻しが成立した取引日（指定市場開設者が国債証券先物取

る。	引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引及び指数オプション取引について定める取引日をいう。）の終了する日において午後５時まで（有価証券オプション取引にあっては当該転売又は買戻しが成立した日において午後５時まで）に行うものとする。
（削る）	２　国債証券先物取引において、転売又は買戻しが国債証券先物オプション取引における権利行使に係るものである場合には、業務方法書第７３条の６第１項及び第２項に規定する転売又は買戻しの申告は、当該権利行使の日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）において午前８時３０分までに行うものとする。
２　前項に規定する時限は、クローズアウト数量等申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。	３　前２項に規定する時限は、転売又は買戻しの申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。
（建玉の移管の申請時限等） 第２０条の９　業務方法書第７３条の４４第２項及び第５項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後２時までとする。	（建玉の移管の申請時限等） 第２０条の９　業務方法書第７３条の４４第２項及び第５項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の前日午後７時までとする。
２　（略）	２　（略）
（削る）	３　業務方法書第７３条の４４第２項及び第５項に規定する当社への申請は、取引日の終了時（日経平均VI先物取引（日本経済新聞社が算出する日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする指数先物取引をいう。）及び有価証券オプション取引にあっては、指定市場開設者が定めるＪ－ＮＥＴ取引の取引時間終了時とする。）の建玉について行うものとする。
（削る）	４　業務方法書第７３条の４４第３項に規定

	する当社が定める時刻は、午前９時とする。
（決済使用の終了） 第２０条の９の２　業務方法書第７５条の４第３項に規定する当社が定める金額は、当社が決済使用に係る清算基金の額の金銭を調達するために通常要する費用相当額を、決済使用開始日清算参加者それぞれの決済使用開始日の前日における清算基金現金所要額に応じて按分した金額とする。	（新設）
（取引証拠金、当初証拠金又は清算基金による損失の補填方法） 第２０条の１０　業務方法書第７８条第１項の規定に基づき、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第３号に定める先物・オプション取引に係る取引証拠金をもって補填する場合には、当該先物・オプション取引に係る取引証拠金を、各清算資格の種類ごとの先物・オプション取引に係る取引証拠金所要額（当該不履行が発生した日（以下「不履行発生日」という。）の前日における当該不履行清算参加者（業務方法書第７６条第１項に規定する「不履行清算参加者」をいう。以下同じ。）の先物・オプション取引の各清算資格の種類ごとの自己の計算による建玉に基づき先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に定めるところに準じて算出した取引証拠金所要額をいう。）に応じて按分して、これを行うものとする。	（取引証拠金、当初証拠金又は清算基金による損失の補填方法） 第２０条の１０　業務方法書第７８条第１項の規定に基づき、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第３号に定める先物・オプション取引に係る取引証拠金をもって補填する場合には、当該先物・オプション取引に係る取引証拠金を、各清算資格の種類ごとの先物・オプション取引に係る取引証拠金所要額（当該不履行が発生した日（以下「不履行発生日」という。）の前日における当該不履行清算参加者の先物・オプション取引の各清算資格の種類ごとの自己の計算による建玉に基づき先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に定めるところに準じて算出した取引証拠金所要額をいう。）に応じて按分して、これを行うものとする。
２　（略）	２　（略）
３　業務方法書第７８条第１項の規定に基づき、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第５号に定める当初証拠金をもって補填する。	３　業務方法書第７８条第１項の規定に基づき、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第５号に定める当初証拠金をもって補填する場合には、当該当初証拠金を、不履行発生日の前日における各清算資格の種類ごとの当初証拠金所要額に応じて按分して、これを行うものとする。
４　業務方法書第７８条第１項の規定に基づ	４　業務方法書第７８条第１項の規定に基づ

き、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第６号に定める清算基金をもって補填する。	き、清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第６号に定める現物・先物・オプション清算基金をもって補填する場合には、当該現物・先物・オプション清算基金を、不履行発生日の前日における各清算資格（現物清算資格、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に限る。）の種類ごとの清算基金所要額に応じて按分して、これを行うものとする。
５　（略）	５　（略）
（決済不履行による損失の補填に係る代用有価証券の処分方法） 第２０条の１０の２　業務方法書第７８条第１項に規定する代用有価証券の処分は、不履行清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認める場合に、当社が適当と認める方法、時期、価格等により処分することにより行う。	（新設）
（清算基金による損失の補填方法） 第２０条の１２　業務方法書第７８条の２第１項及び第２項に規定する補填は、次の各号に掲げる損失の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。 （１）　現物清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、現物清算資格に係るものをいう。以下同じ。） ａ　（略） ｂ　前ａ以外のとき 現物清算資格に係る未補填損失の額を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における現物清算資格に係る清算基金所要額（以下「清算参加者負担限度額」という。）に応じて按分した額（当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額）をもって現物清算資格に係る未補填損失の補填に	（現物・先物・オプションに係る清算基金及びＦＸ清算基金による損失の補填方法） 第２０条の１２　業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填は、次の各号に掲げる損失の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。 （１）　現物清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、現物清算資格に係るものをいう。以下同じ。） ａ　（略） ｂ　前ａ以外のとき 現物清算資格に係る未補填損失を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における現物清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分した額をもって現物清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

充てる。ただし、当社が現物清算資格に係る破綻処理オークション（業務方法書第７６条第８項に規定する破綻処理オークションをいう。以下同じ。）を実施した場合における現物清算資格に係る未補填損失の補填は、次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる現物清算資格に係る清算基金の順序に従い、当該（ａ）及び（ｂ）に定めるところによるものとする。	
（ａ）　落札参加者（業務方法書第７８条の２第２項に規定する落札参加者をいう。以下同じ。）を除く不履行発生日清算参加者が当社に預託している現物清算資格に係る清算基金 　現物清算資格に係る未補填損失の額を、落札参加者を除く不履行発生日清算参加者それぞれの清算参加者負担限度額に応じて按分した額（当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額）をもって現物清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。	（新設）
（ｂ）　落札参加者が当社に預託している現物清算資格に係る清算基金 　現物清算資格に係る未補填損失の額から前（ａ）に定める額の合計額を控除した残額を、落札参加者それぞれの清算参加者負担限度額に応じて按分した額（当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額）をもって現物清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。	（新設）
（２）　国債先物等清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、国債先物等清算資格に係るものをいう。）	（２）　国債先物等清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、国債先物等清算資格に係るものをいう。以下同じ。）
前号の規定を準用する。この場合において、同号中「現物清算資格」とあるの	ａ　国債先物等清算資格に係る未補填損失が国債先物等清算資格に係る清算基

は「国債先物等清算資格」と、「現物清算参加者」とあるのは「国債先物等清算参加者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（３）　指数先物等清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、指数先物等清算資格に係るものをいう。）

第１号の規定を準用する。この場合において、同号中「現物清算資格」とあるのは「指数先物等清算資格」と、「現物清算参加者」とあるのは「指数先物等清算参加者」と、それぞれ読み替えるものとする。

金所要額総額（不履行発生日清算参加者の不履行発生日の前日における国債先物等清算資格に係る清算基金所要額の合計額をいう。以下同じ。）を超えるとき

国債先物等清算資格に係る清算基金所要額総額の全額をもって国債先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

ｂ　前ａ以外のとき

国債先物等清算資格に係る未補填損失を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における国債先物等清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分した額をもって国債先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

（３）　指数先物等清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、指数先物等清算資格に係るものをいう。以下同じ。）

ａ　指数先物等清算資格に係る未補填損失が指数先物等清算資格に係る清算基金所要額総額（不履行発生日清算参加者の不履行発生日の前日における指数先物等清算資格に係る清算基金所要額の合計額をいう。以下同じ。）を超えるとき

指数先物等清算資格に係る清算基金所要額総額の全額をもって指数先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

ｂ　前ａ以外のとき

指数先物等清算資格に係る未補填損失を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における指数先物等清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分した額をもって指数先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

（４）　ＦＸ清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、ＦＸ清算資格に係るものをいう。） 第１号の規定を準用する。この場合において、同号中「現物清算資格」とあるのは「ＦＸ清算資格」と、「現物清算参加者」とあるのは「ＦＸ清算参加者」と、それぞれ読み替えるものとする。	（４）　ＦＸ清算資格に係る未補填損失（業務方法書第７８条の２第１項に規定する補填し得ない損失のうち、ＦＸ清算資格に係るものをいう。以下同じ。） ａ　ＦＸ清算資格に係る未補填損失がＦＸ清算資格に係る清算基金所要額総額（不履行発生日清算参加者の不履行発生日の前日におけるＦＸ清算資格に係る清算基金所要額の合計額をいう。以下同じ。）を超えるとき ＦＸ清算資格に係る清算基金所要額総額の全額をもってＦＸ清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。 ｂ　前ａ以外のとき ＦＸ清算資格に係る未補填損失を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日におけるＦＸ清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分した額をもってＦＸ清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。
（当社が委任する事務） 第２２条　当社は、業務方法書第８５条第１項の規定に基づき、第２条第２号に掲げる指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引に係るクローズアウト数量等申告の受付等に係る事務をそれぞれ委任するものとする。	（当社が委任する事務） 第２２条　当社は、業務方法書第８５条第１項の規定に基づき、第２条第２号に掲げる指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する金融商品市場における先物・オプション取引に係る転売、買戻し及び権利行使の申告の受付等に係る事務をそれぞれ委任するものとする。
付　　則 １　この改正規定は、平成３０年２月１３日から施行する。ただし、第６条の４第１項については、同項中「業務方法書第１５条の２第３項、第１６条第４項、第５２条第２項及び第７０条第２項」とあるのは「業務方法書第１６条第４項」と、「円貨及びアメリカ合衆国通貨」とあるのは「円貨」とし、第７条については、同条中「業務方法書第１５条の２第４項から第６項まで、	

第１６条第５項から第７項まで、第５２条第３項から第５項まで及び第７０条第３項から第５項まで」とあるのは「業務方法書第１５条の２第３項から第５項まで、第１６条第５項から第７項まで、第５２条第２項から第４項まで、第７０条第２項から第４項まで」とし、別表第１第１項（同項の表を除く。）の適用については、同項中「業務方法書第１５条の２第４項及び第５項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第３項及び第４項並びに第７０条第３項及び第４項」とあるのは「業務方法書第１５条の２第３項及び第４項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第２項及び第３項並びに第７０条第２項及び第３項」とし、同年２月９日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、第６条の４第１項及び第７条、第９条の３、第２０条の９の２、第２０条の１０の２、第２０条の１２及び別表第１第１項（同項の表を除く。）の改定規定を除き、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。

３　ただし、前項に規定する改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日までの間、第６条の４第１項の適用については、同項中「業務方法書第１５条の２第３項、第１６条第４項、第５２条第２項及び第７０条第２項」とあるのは「業務方法書第１６条第４項」と、「円貨及びアメリカ合衆国通貨」とあるのは「円貨」とし、第７条の適用については、同項中「業務方法書第１５条の２第４項から第６項まで、第１６条第５項から第７項まで、第５２条第３項から第５項まで及び第７０

条第３項から第５項まで」とあるのは「業務方法書第１５条の２第３項から第５項まで、第１６条第５項から第７項まで、第５２条第２項から第４項まで、第７０条第２項から第４項まで」とし、別表第１第１項（同項の表を除く。）の適用については、同項中「業務方法書第１５条の２第４項及び第５項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第３項及び第４項並びに第７０条第３項及び第４項」とあるのは「業務方法書第１５条の２第３項及び第４項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第２項及び第３項並びに第７０条第２項及び第３項」とする。

別表第１

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

１　業務方法書第１５条の２第４項及び第５項、第１６条第５項及び第６項、第５２条第３項及び第４項並びに第７０条第３項及び第４項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
（略）			
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの　１００分の９５ （２）残存期間１年超５年以内のもの

別表第１

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

１　業務方法書第１５条の２第３項及び第４項、第１６条第３項及び第４項、第５２条第２項及び第３項並びに第７０条第２項及び第３項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
（略）			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

				１００分の９４ （３）残存期間５年超１０年以内のもの １００分の９２ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の９０ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８８ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８８				
		グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの １００分の９３ （２）残存期１年超５年以内のもの １００分		（新設）	（新設）	（新設）

				の９２ （３）残存期間５年超１０年以内のもの １００分の９０ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の８８ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８６ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８５					
		ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの １００分の９５ （２）残存期間１年超５年以内のもの １００分			（新設）	（新設）	（新設）

				の９３ （３）残存期間５年超１０年以内のもの １００分の９２ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の９０ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８８ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８８				
		フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	（１）残存期間１年以内のもの １００分の９５ （２）残存期間１年超５年以内のもの １００分		（新設）	（新設）	（新設）

			の９３ （３）残存期間５年超１０年以内のもの １００分の９１ （４）残存期間１０年超２０年以内のもの １００分の８８ （５）残存期間２０年超３０年以内のもの １００分の８４ （６）残存期間３０年超のもの １００分の８５
（略）			
特殊債券（政府保証債券を除く。）（注４） 社債券（新株予約権付社債券を除く。）（注３）（注４）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第２条の１	（略）	（略）	（略）

（略）			
特殊債券（政府保証債券を除く。）（注４） 社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注３）（注４）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第２条の１１に定める債券	（略）	（略）	（略）

１に定める債券である円貨債券を除く。）（注３）（注４）	（略）	（略）	
（削る）			
（削る）			
（略）			
投資信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注１）における最終価格（注２）	１００分の７０
投資証券	（削る）	（削る）	

（注）

１．～３．　（略）

４．　特殊債券（政府保証債券を除く。）、社債券（新株予約権付社債券を除く。）及び円貨建外国債券（金融商品取引法施行令（昭和４０年政令第３２１号）第２条の１１に定める債券である円貨債券を除く。）については、適格格付機関（法第２条第３６項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成１９年内閣府令第５２号）第１１６条の３第２項に規定する特定関係法人をいう。）から取得している格付が全てＡ格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の

である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）（注３）（注４）	（略）	（略）	
公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	１００分の８５
転換社債型新株予約権付社債券（注３）（注５） 交換社債券（注３）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注１）における最終価格（注２）	１００分の８０
（略）			
投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注１）における最終価格（注２）	１００分の７０
投資証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	

（注）

１．～３．　（略）

４．　特殊債券（政府保証債券を除く。）、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）及び円貨建外国債券（金融商品取引法施行令（昭和４０年政令第３２１号）第２条の１１に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）については、適格格付機関（法第２条第３６項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成１９年内閣府令第５２号）第１１６条の３第２項に規定する特定関係法人をいう。）から取得している

事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。	格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。
（削る）	５．　転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。
２　（略）	２　（略）
（削る）	３　代用価格の端数金額の調整は次のとおりとする。 （１）　株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。 （２）　前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
３　（略）	４　（略）
４　次の各号に掲げる有価証券の預託は、保管振替機構に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。 （１）　株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。）	５　次の各号に掲げる有価証券の預託は、保管振替機構に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。 （１）　株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、債券（国債証券及び新株予約権付社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券
（２）　（略）	（２）　（略）
５　（略）	６　（略）
６　（略）	７　（略）
７　（略）	８　（略）

当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（当初証拠金所要額） 第２条　業務方法書第１５条の２の規定に基づく各清算参加者が有する清算資格の種類ごとの当初証拠金所要額は、別表１「当初証拠金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「当初証拠金所要額」という。）とする。	（当初証拠金所要額） 第２条　業務方法書第１５条の２の規定に基づく各清算参加者の当初証拠金所要額は、別表１「当初証拠金所要額の算出に関する表」により算出される額（以下「当初証拠金所要額」という。）とする。
２　当社は、各清算参加者の現物清算資格に係る当初証拠金所要額を日々算出のうえ、各清算参加者に通知する。	２　当社は、各清算参加者の当初証拠金所要額を日々算出のうえ、各清算参加者に通知する。
３　当社は、各清算参加者の国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額を指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引（以下「Ｌａｒｇｅ取引」という。）の各限月取引の取引最終日を算出基準日として算出し、当該取引最終日に各清算参加者に通知する。	（新設）
４　前２項の規定により算出した各清算参加者の当初証拠金所要額は、当該当初証拠金所要額を通知した日から適用する。	３　前項の規定により算出した各清算参加者の当初証拠金所要額は、当該当初証拠金所要額を通知した日から適用する。
（現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）） 第３条　業務方法書第１５条の３の規定に基づく各清算参加者の現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）は、別表２「現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）の算出に関する表」により算出される額（以下「現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）」という。）とする。	（当初証拠金所要額（日中算出分）） 第３条　業務方法書第１５条の３の規定に基づく各清算参加者の当初証拠金所要額（日中算出分）は、別表２「当初証拠金所要額（日中算出分）の算出に関する表」により算出される額（以下「当初証拠金所要額（日中算出分）」という。）とする。
（現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げの判定方法及び引上げ時の加算額） 第４条　業務方法書第１５条の４第１項に規定するリスク相当額は、別表３「現物清算	（当初証拠金所要額の引上げの判定方法及び引上げ時の加算額） 第４条　業務方法書第１５条の４第１項に規定するリスク相当額は、別表３「当初証拠

資格に係る当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表」により清算参加者ごとに算出される額とする。	金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表」により清算参加者ごとに算出される額とする。
２　業務方法書第１５条の４第１項に規定する所要額引上判定基準額は、前項のリスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の現物清算資格に係る清算基金所要額の総額の２分の１とする。ただし、同項のリスク相当額の算出時点が当月の５日目の日の午前立会終了後の場合には、所要額引上判定基準額は当月の４日目の日に適用されている各清算参加者の現物清算資格に係る清算基金所要額の総額の２分の１とする。	２　業務方法書第１５条の４第１項に規定する所要額引上判定基準額は、前項のリスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の清算基金所要額の総額の２分の１とする。ただし、同項のリスク相当額の算出時点が当月の５日目の日の午前立会終了後の場合には、所要額引上判定基準額は当月の４日目の日に適用されている各清算参加者の清算基金所要額の総額の２分の１とする。
３　当社は、業務方法書第１５条の４第１項の規定に基づき現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げを行う場合、第１項のリスク相当額から前項の所要額引上判定基準額を差し引いた額を現物清算資格に係る当初証拠金所要額に加算する。	３　当社は、業務方法書第１５条の４第１項の規定に基づき当初証拠金所要額の引上げを行う場合、第１項のリスク相当額から前項の所要額引上判定基準額を差し引いた額を当初証拠金所要額に加算する。
付　　則	
１　この改正規定は、平成３０年２月１３日から施行する。	
２　前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。	
別表１ 当初証拠金所要額の算出に関する表	別表１ 当初証拠金所要額の算出に関する表
１．現物清算資格に係る当初証拠金所要額	（新設）

現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。	当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。
（削る）	当初証拠金所要額 ＝現物清算資格に係る当初証拠金所要額＋国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額
（削る）	ａ　現物清算資格に係る当初証拠金所要額とは、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の（ａ）及び（ｂ）に定めるとおりとする。
現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額 ａ　（略） ｂ　（略）	現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額 （ａ）　（略） （ｂ）　（略）
２．国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額 国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額とは、Ｌａｒｇｅ取引の各限月取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までにおいて、各限月取引の取引最終日を算出基準日として銘柄ごとに次の計算式により算出される受渡決済基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。	（新設） ｂ　国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額とは、Ｌａｒｇｅ取引の各限月取引の取引最終日から受渡決済期日の前日までにおいて、各限月取引の取引最終日を算出基準日として銘柄ごとに次に定める計算式により算出される受渡決済基準額の合計額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の（ａ）及び（ｂ）に定めるとおりとする。
受渡決済基準額 ＝当該銘柄の受渡決済建玉数量×１億円×当該銘柄の価格変動率 ａ　（略） ｂ　（略） 別表２	受渡決済基準額 ＝当該銘柄の受渡決済建玉数量×１億円×当該銘柄の価格変動率 （ａ）　（略） （ｂ）　（略） 別表２

現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）の算出に関する表	当初証拠金所要額（日中算出分）の算出に関する表
現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。	当初証拠金所要額（日中算出分）は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。
（削る）	当初証拠金所要額（日中算出分） ＝現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）＋国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額
（削る）	ａ　現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分）とは、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の（ａ）及び（ｂ）に定めるとおりとする。
現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分） ＝総値洗損失相当額（日中算出分） ＋総想定損失相当額（日中算出分） ａ　総値洗損失相当額（日中算出分）とは、別表１ａの規定中「当日までの」とあるのは「当日の午前立会終了後、当社が確認した」と、「値洗損失相当額」とあるのは「値洗損失相当額（日中算出分）」と、「総買付有価証券当日評価額」とあるのは「総買付有価証券前場評価額」と、「総売付有価証券当日評価額」とある	現物清算資格に係る当初証拠金所要額（日中算出分） ＝総値洗損失相当額（日中算出分） ＋総想定損失相当額（日中算出分） （ａ）　総値洗損失相当額（日中算出分）とは、別表１ａの（ａ）の規定中「当日までの」とあるのは「当日の午前立会終了後、当社が確認した」と、「値洗損失相当額」とあるのは「値洗損失相当額（日中算出分）」と、「総買付有価証券当日評価額」とあるのは「総買付有価証券前場評価額」と、「総売付有価証券当日評価

のは「総売付有価証券前場評価額」と、「翌日の当該銘柄に係るＤＶＰ清算値段」とあるのは「午前立会終了時の当該銘柄に係る日中清算値段」と、「ＤＶＰ清算値段がない銘柄については、当社が定める値段」とあるのは「日中清算値段がない銘柄については、当社が定める値段」と、それぞれ読み替えて同ａの規定により計算した額をいう。なお、日中清算値段とは、各銘柄の当日の午前立会における売買状況に基づき、各銘柄の当日の午前立会終了時の約定値段として業務方法書の取扱い第１１条に定めるＤＶＰ清算値段の算出方法に準じて算出した値段をいう（次ｂにおいて同じ。）。 ｂ　総想定損失相当額（日中算出分）とは、別表１ｂの規定中「当日までの」とあるのは「当日の午前立会終了後、当社が確認した」と、「当日から起算して２５０日前から当日まで」とあるのは「当日から起算して２５０日前から当日午前立会終了時まで」と、それぞれ読み替えて同ｂの規定により計算した額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、前日から当日午前立会終了時までの各銘柄のＤＶＰ清算値段変動率は、次に定める計算式により算出され	額」とあるのは「総売付有価証券前場評価額」と、「翌日の当該銘柄に係るＤＶＰ清算値段」とあるのは「午前立会終了時の当該銘柄に係る日中清算値段」と、「ＤＶＰ清算値段がない銘柄については、当社が定める値段」とあるのは「日中清算値段がない銘柄については、当社が定める値段」と、それぞれ読み替えて同（ａ）の規定により計算した額をいう。なお、日中清算値段とは、各銘柄の当日の午前立会における売買状況に基づき、各銘柄の当日の午前立会終了時の約定値段として業務方法書の取扱い第１１条に定めるＤＶＰ清算値段の算出方法に準じて算出した値段をいう（次（ｂ）において同じ。）。 （ｂ）　総想定損失相当額（日中算出分）とは、別表１ａの（ｂ）の規定中「当日までの」とあるのは「当日の午前立会終了後、当社が確認した」と、「当日から起算して２５０日前から当日まで」とあるのは「当日から起算して２５０日前から当日午前立会終了時まで」と、それぞれ読み替えて同（ｂ）の規定により計算した額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、前日から当日午前立会終了時までの各銘柄のＤＶＰ清算値段変動率は、次に定める計算式

る数値をいう。 前日から当日午前立会終了時までの各銘柄のＤＶＰ清算値段変動率 ＝（一の日の各銘柄の日中清算値段－前日の各銘柄のＤＶＰ清算値段）／前日の各銘柄のＤＶＰ清算値段	により算出される数値をいう。 前日から当日午前立会終了時までの各銘柄のＤＶＰ清算値段変動率 ＝（一の日の各銘柄の日中清算値段－前日の各銘柄のＤＶＰ清算値段）／前日の各銘柄のＤＶＰ清算値段
（削る）	ｂ　国債先物等清算資格に係る当初証拠金所要額は、別表１ｂに定める額とする。
別表３ 現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表	別表３ 当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表
１．・２．（略）	１．・２．（略）

清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（清算基金所要額） 第２条　業務方法書第１６条の規定に基づく各清算参加者が有する清算資格の種類ごとの清算基金所要額は、別表「清算基金所要額の算出に関する表」によるものとする。	（清算基金所要額） 第２条　業務方法書第１６条の規定に基づく各清算参加者の現物・先物・オプション清算基金所要額は、当該清算参加者が有する現物清算資格、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に係る清算基金所要額を合計した額とし、ＦＸ清算基金所要額は、当該清算参加者が有するＦＸ清算資格に係る清算基金所要額とする。
（削る）	２　前項の清算資格の種類ごとの清算基金所要額は、別表「清算基金所要額の算出に関する表」によるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者が預託すべき当該清算資格に係る清算基金所要額は、当該清算資格取得申請者の会社規模、その取引実績及び見込み、清算資格の取得の申請を行った日において当該清算資格を有する各清算参加者の当該清算資格に係る清算基金所要額を合計した額を当該清算参加者数で除して得た金額等を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。	３　第１項の規定にかかわらず、新たに清算資格を取得した者が預託すべき当該清算資格に係る清算基金所要額は、当該清算資格取得申請者の会社規模、その取引実績及び見込み、清算資格の取得の申請を行った日において当該清算資格を有する各清算参加者の当該清算資格に係る清算基金所要額を合計した額を当該清算参加者数で除して得た金額等を勘案のうえ、当社がその都度定める額とし、当社が必要と認める期間これを適用する。
３　（略）	４　（略）
４　（略）	５　（略）
５　（略）	６　（略）
６　（略）	７　（略）
７　業務方法書第１６条第３項に規定する当社が定める額は、清算資格の種類ごとの清算基金所要額からそれぞれ１０億円を控除した額を２で除して得た額（当該額につき円位未満の端数を生じた場合は、切り上げる。）を合計した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。	（新設）
（清算基金所要額の臨時変更）	（清算基金所要額の臨時変更）

第３条　前条の規定にかかわらず、清算参加者が合併する場合、新たに非清算参加者の指定清算参加者となる場合その他当社が必要と認める場合は、当該清算参加者に係る清算資格の種類ごとの清算基金所要額を臨時に変更することができる。	第３条　前条の規定にかかわらず、清算参加者が合併する場合、新たに非清算参加者の指定清算参加者となる場合その他当社が必要と認める場合は、現物・先物・オプション清算基金所要額又はＦＸ清算基金所要額を臨時に変更することができる。
付　　則 １　この改正規定は、平成３０年２月１３日から施行する。ただし、第２条第７項の規定は、同年２月９日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、第２条第７項の改正規定を除き、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。 ３　前２項の規定にかかわらず、施行日前の未決済約定に係る改正後の別表２．ａ（注１－１－２）に規定する基準ＰＭＬ額$_{JGB}$、３．ａ（注１－１－１）に規定する基準ＰＭＬ額$_{IDX}$及び２．ｂに規定する個社按分基礎ＩＭ額$_{JGB}$、３．ｂに規定する個社按分基礎ＩＭ額$_{IDX}$については、なお従前の例による。	
別表 清算基金所要額の算出に関する表 １．現物清算資格に係る清算基金所要額（以下「現物清算基金所要額」という。） 現物清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，	別表 清算基金所要額の算出に関する表 １．現物清算資格に係る清算基金所要額（以下「現物清算基金所要額」という。） 現物清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，

０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 現物清算基金所要額 ＝現物清算基金総額×個社按分基礎当初証拠金所要額／全社総額按分基礎当初証拠金所要額 ａ　現物清算基金総額とは、日次最大担保超過リスク額の算出対象期間（現物等清算基金所要額算出基準日からさかのぼって６か月間をいう。第４項において同じ。）における平均額をいう。 （注１）　日次最大担保超過リスク額とは、各日における現物清算資格に係る担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条第５項に規定する関連会社及び同条第８項に規定する関係会社をいう。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者２社の担保超過リスク額の合計額をいう。 （注１－１）　（略） ｂ・ｃ　（略） ２．国債先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「国債先物等清算基金所要額」という。） 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。	０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 現物清算基金所要額 ＝現物清算基金総額×個社按分基礎当初証拠金所要額／全社総額按分基礎当初証拠金所要額 ａ　現物清算基金総額とは、日次最大担保超過リスク額の算出対象期間（現物等清算基金所要額算出基準日からさかのぼって６か月間をいう。第４項において同じ。）における平均額をいう。 （注１）　日次最大担保超過リスク額とは、各日における現物清算資格に係る担保超過リスク額（清算参加者に関係会社等（ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。）に該当する他の清算参加者が存在する場合には、当該他の清算参加者の担保超過リスク額を合計した額）が上位である清算参加者２社の担保超過リスク額の合計額をいう。 （注１－１）　（略） ｂ・ｃ　（略） ２．国債先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「国債先物等清算基金所要額」という。） 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。

国債先物等清算基金所要額　＝期間最大基準ＰＭＬ額$_{JGB}$×個社按分基礎ＩＭ額$_{JGB}$／按分基礎ＩＭ総額$_{JGB}$

a　期間最大基準ＰＭＬ額$_{JGB}$とは、日次最大基準ＰＭＬ額$_{JGB}$の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって６か月間をいう。次項において同じ。）における最大値をいう。

（注１）～（注１－１－１）　（略）

（注１－１－２）　基準ＰＭＬ額$_{JGB}$とは、国債先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第第４６条の３及び第４６条の４に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定（算出時にクロスマージン対象国債先物清算約定となっているものを除く。）から生じる損失額から国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額（清算資格の種類ごとの建玉について計算した取引証拠金所要額に相当する額をいう。以下同じ。）を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第４６条の３第１号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

（削る）

（削る）

国債先物等清算基金所要額　＝期間最大基準ＰＭＬ額$_{JGB}$×個社按分基礎ＩＭ額$_{JGB}$／按分基礎ＩＭ総額$_{JGB}$

a　期間最大基準ＰＭＬ額$_{JGB}$とは、日次最大基準ＰＭＬ額$_{JGB}$の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって６か月間をいう。次項において同じ。）における最大値をいう。

（注１）～（注１－１－１）　（略）

（注１－１－２）　基準ＰＭＬ額$_{JGB}$とは、次に定める計算式により算出される額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次の（ａ）から（ｃ）までに定めるとおりとする。

基準ＰＭＬ額$_{JGB}$＝ＰＭＬ額$_{JGB}$－ＩＭ額×ＰＭＬ額$_{JGB}$／ＰＭＬ額

（ａ）　ＰＭＬ額$_{JGB}$とは、ＰＭＬ額のうち国債先物等清算資格に係る清算対象取引に係るものをいう。以下この別表において同じ。

（ｂ）　ＩＭ額とは、ＰＭＬ額を計算する日における各清算参加者の自己分の先物・オプション取引に係る取引証拠金として当社に預託されている金銭の額及び有価証券を代用価格（当該計算する日において取得可能な直近の時価をいう。）に先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則別表第２項に定める率を乗じた額（当該有価証券がアメリカ合衆国財務省証券である場合は、その時価に同

	項に定める率を乗じた額を計算する日の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場の１米ドル当たりの円貨額により円貨に換算した額）をいう。）及び前日において同第２５条第１項の規定により清算参加者が当社に申告した額の合計額をいう。以下この別表において同じ。
（削る）	（ｃ）　ＰＭＬ額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の未決済約定（算出時にクロスマージン対象国債先物清算約定となっているものを除く。）から生じる損失額に、当該各清算参加者の先物・オプション取引に係る差金代金の授受予定額を加味した額をいう。以下この別表において同じ。
ｂ　個社按分基礎ＩＭ額$_{JGB}$とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって１か月間の各取引日の国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額の総額（各清算参加者が管理する業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座の国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を合算した額をいう。）の平均額をいう。	ｂ　個社按分基礎ＩＭ額$_{JGB}$とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって１か月間の各取引日の国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要額（先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２４条の２の規定により当社が清算参加者に通知した自己分の取引証拠金所要額及び同第２５条第１項の規定により清算参加者が当社に申告した額の合計額に、当該日における当該清算参加者のＰＭＬ額に占めるＰＭＬ額$_{JGB}$の比率を乗じたものをいう。）の平均額をいう。
ｃ　（略）	ｃ　（略）
３．指数先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「指数先物等清算基金所要額」という。） 指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。	３．指数先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「指数先物等清算基金所要額」という。） 指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額　＝期間最大基準ＰＭＬ額$_{IDX}$×個社按分基礎ＩＭ額$_{IDX}$／按分基礎ＩＭ総額$_{IDX}$ a　期間最大基準ＰＭＬ額$_{IDX}$とは、日次最大基準ＰＭＬ額$_{IDX}$の算出対象期間における最大値をいう。 （注１）・（注１－１）　（略） （注１－１－１）　基準ＰＭＬ額$_{IDX}$とは、指数先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第第４６条の３及び第４６条の４に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第４６条の３第１項に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。 b　個社按分基礎ＩＭ額$_{IDX}$とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって１か月間の各取引日の指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額の総額（各清算参加者が管理する業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する区分口座の指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額を合算した額をいう。）の平均額をいう。 c　（略） ４．　（略）	指数先物等清算基金所要額　＝期間最大基準ＰＭＬ額$_{IDX}$×個社按分基礎ＩＭ額$_{IDX}$／按分基礎ＩＭ総額$_{IDX}$ a　期間最大基準ＰＭＬ額$_{IDX}$とは、日次最大基準ＰＭＬ額$_{IDX}$の算出対象期間における最大値をいう。 （注１）・（注１－１）　（略） （注１－１－１）　基準ＰＭＬ額$_{IDX}$とは、次に定める計算式により算出される額をいう。なお、計算式におけるＰＭＬ額$_{IDX}$とは、ＰＭＬ額のうち指数先物等清算資格が対象とする清算対象取引に係るものをいう（以下この別表において同じ。）。 基準ＰＭＬ額$_{IDX}$＝ＰＭＬ額$_{IDX}$－ＩＭ額×ＰＭＬ額$_{IDX}$／ＰＭＬ額 b　個社按分基礎ＩＭ額$_{IDX}$とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって１か月間の各取引日の指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要額（先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第２４条の２の規定により当社が清算参加者に通知した自己分の取引証拠金所要額及び同第２５条第１項の規定により清算参加者が当社に申告した額の合計額に、当該日における当該清算参加者のＰＭＬ額に占めるＰＭＬ額$_{IDX}$の比率を乗じたものをいう。）の平均額をいう。 c　（略） ４．　（略）

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量） 第１条の２　取引証拠金規則第６条の２第１項から第３項までに規定するリスク量として当社が定める数量及び当社が定める判定基準数量は、次の各号に掲げる基準に基づき、別表１「取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表」により算出される数量とする。 （１）・（２）　（略） ２・３　（略） ４　当社が取引証拠金規則第６条の２第１項から第３項までの規定に基づき取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、別表２「取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表」により算出される額とする。 （削る） （削る）	（取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量） 第１条の２　取引証拠金規則第６条の２第１項に規定するリスク量として当社の定める数量及び当社の定める判定基準数量は、次の各号に掲げる基準に基づき、別表１「取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表」により算出される数量とする。 （１）・（２）　（略） ２・３　（略） ４　当社が取引証拠金規則第６条の２第１項の規定に基づき清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、別表２「取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表」により算出される額とする。 ５　取引証拠金規則第６条の２第２項に規定する当社が定める場合とは、同条第１項に規定する先物・オプション取引に係る一の清算参加者の顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉が負っているものと想定されるリスク量が同項に規定する判定基準数量を上回り、当該建玉が特定の顧客の委託又は特定の非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉に起因しているものである場合において、当該清算参加者が当該特定の顧客又は当該特定の非清算参加者の同意を得たうえで、当社に対して、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げを行う旨並びに委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げ額の申請を行い、当社が当該申請を承認した場合をいう。 ６　取引証拠金規則第６条の２第２項に規定

	する当社が定める額とは、前項の規定に基づき清算参加者が申請し、当社が承認した委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げ額とする。
（担保超過リスク相当額等） 第１条の３　取引証拠金規則第６条の３第１項に規定する清算参加者の担保超過リスク相当額は、当該清算参加者に係る業務方法書第４６条の３及び第４６条の４に規定する各区分口座における清算資格ごとに算出したストレス時リスク相当額（ストレスシナリオ（極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。）の下で未決済約定から生じる損失額をいう。）から、当該各区分口座における清算資格ごとの取引証拠金等の預託額相当額（取引証拠金及び業務方法書第１５条の２第１項第２号に規定する国債先物等清算資格に係る当初証拠金として預託された額を、清算資格ごとの建玉について計算した取引証拠金所要額により按分した額をいう。）を減じた額（当該各区分口座のうち業務方法書第４６条の３第１号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。 ２　前項の規定にかかわらず、当該清算参加者に、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条第５項に規定する関連会社及び同条第８項に規定する関係会社（以下「関係会社等」という。）に該当する他の清算参加者が存在する場合の担保超過リスク相当額は、当該清算参加者に係る前項に規定する合計額（正の額に限る。）に、当該他の清算参加者に係る前項に規定する合計額（正の額に限る。）を加算した額をいう。 ３　取引証拠金規則第６条の３第１項に規定する所要額引上判定基準額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 （１）　清算資格の種類ごとに、業務方法	（新設）

書第７８条第４項に規定する第三者による損失補償により受領する金銭として当社が定める額 （２）　清算資格の種類ごとに、業務方法書第７８条第５項に規定する当社の証券取引等決済保証準備金の積立額として当社が定める額 （３）　清算資格の種類ごとに、担保超過リスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の清算基金所要額の合計額 ４　当社が取引証拠金規則第６条の３第１項の規定に基づき清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、当該清算参加者の担保超過リスク相当額が所要額引上判定基準額を超える額とする。 ５　前項の規定にかかわらず、清算参加者に関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合の前項に規定する引上げ額は、第２項の規定による担保超過リスク相当額が所要額引上判定基準額を超える額について、各清算参加者の担保超過リスク相当額により按分した額とする。	
（外国通貨の取扱い） 第２条の２　取引証拠金規則第７条の２で規定する当社が指定する通貨は、円貨及びアメリカ合衆国通貨とする。 ２　取引証拠金規則第１１条、第１６条及び第２０条の２で規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、１００分の９６とする。	（新設）
（金銭の取扱い） 第２条の３　取引証拠金規則第９条又は第１０条に定める取引証拠金の当社への預託を金銭により行う場合には、清算参加者は、当社が指定する銀行のうちから当該清算参加者が選定した銀行又は日本銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより当該	（金銭の取扱い） 第２条の２　取引証拠金規則第９条又は第１０条に定める取引証拠金の当社への預託を金銭により行う場合には、清算参加者は、当社が指定する銀行のうちから当該清算参加者が選定した銀行に設けられた当社名義の口座への振込みにより当該預託を行うも

預託を行うものとする。	のとする。
２　（略）	２　（略）
（日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等）	
第２条の４　取引証拠金規則第２０条の４に規定する当社が定める日中清算値段（Ｍｉｎｉ取引(指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。以下同じ。)については、日中清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。	（新設）
（１）　当該取引日の午前１１時２分における国債証券先物取引の約定値段（Ｍｉｎｉ取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。	
（２）　前号の規定にかかわらず、Ｌａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。以下同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）以降においては、当該Ｌａｒｇｅ取引の限月取引の取引最終日の清算値段を日中清算値段とし、Ｍｉｎｉ取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の	

終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該Ｍｉｎｉ取引の限月取引の取引最終日の清算数値を日中清算数値とする。

２　取引証拠金規則第２０条の４に規定する当社が定める日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（１）　業務方法書の取扱い第２０条の８（同条第１項第２号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２０条の４の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。

この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の８第１項第１号ａ中「午後３時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前１０時４５分から午前１１時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前１１時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、ＦＴＳＥ中国５０インデックス（Ｓｔｏｃｋ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　ｏｆ　Ｈｏｎｇ　Ｋｏｎｇ　Ｌｉｍｉｔｅｄに上場されている銘柄のうちＦＴＳＥ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｌｉｍｉｔｅｄ　が選定した５０銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であ

って、ＦＴＳＥ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｌｉｍｉｔｅｄが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにＴｈｅ　Ｂｏａｒｄ　ｏｆ　Ｔｒａｄｅ　ｏｆ　ｔｈｅ　Ｃｉｔｙ　ｏｆ　Ｃｈｉｃａｇｏ，　Ｉｎｃ．が開設する外国金融商品市場において取引されているＮＹダウ（Ｓ＆Ｐ　Ｄｏｗ　Ｊｏｎｅｓ　Ｉｎｄｉｃｅｓ　ＬＬＣが算出するＤｏｗ　Ｊｏｎｅｓ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ　Ａｖｅｒａｇｅをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引、Ｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｔｏｃｋ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　ｏｆ　Ｉｎｄｉａ　Ｌｉｍｉｔｅｄが開設する外国金融商品市場において取引されているＮｉｆｔｙ　５０（Ｉｎｄｉａ　Ｉｎｄｅｘ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　＆　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄが算出するＮｉｆｔｙ　５０をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはＴａｉｗａｎ　Ｆｕｔｕｒｅｓ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数（Ｔａｉｗａｎ　Ｓｔｏｃｋ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが算出する台湾証券取引所　発行量加権指数をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第４条第２項第１号において同じ。）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

（２）　配当指数（日経平均・配当指数（日本経済新聞社が算出する日経平均・配当指数をいう。）並びにＴＯＰＩＸ配当指数及びＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０配当指数（株式会社東京証券取引所が算出するＴＯＰＩＸ配当指数及びＴＯＰＩＸ　Ｃｏｒｅ３０配当指数をいう。）以下同じ。）を対象とする指数先物取引に係る日中清算数値は、当該取引日の立会において、午前１１時までの当社が定める時間以降に約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。）がある限月取引については、当該時間以降の最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午前１１時までの呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第４条第２項第２号において同じ。）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

３　第２条の規定は、取引証拠金規則第２０条の４の規定により日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引及びＪＰＸ日経インデックス４００に係る指数オプション取引に係る日中清算価格を定める場合について準用する。この場合において、別表３の１．中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する

金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「日中清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表３の２．中「清算値段」とあるのは「日中清算値段」と、別表３の３．中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算価格算出時の」と読み替えるものとする。	
（緊急取引証拠金を預託する場合） 第３条　取引証拠金規則第２１条第１項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。 （１）　国債証券先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後１時における立会による直前の約定値段と前取引日の清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合 （２）　指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午後１時における立会による直前の約定数値と前取引日の清算数値との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合 ２　業務方法書の取扱い第２０条の５第１項の規定は、前項第１号の午後１時における立会による直前の約定値段について準用する。この場合において、同第２０条の５第１項第１号中「午後３時２分」とあるのは「午後１時」と、「立会」とあるのは「午後立会」と読み替えるものとする。	（緊急取引証拠金を預託する場合） 第３条　取引証拠金規則第２１条第１項に規定する当社が定める基準は、次のとおりとする。 （１）　国債証券先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前立会終了時の約定値段と前取引日の清算値段との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合 （２）　指数先物取引のうち当社が定める限月取引について、午前１１時における立会による直前の約定数値と前取引日の清算数値との差が、当社があらかじめ定めた数値を超えた場合 ２　業務方法書の取扱い第２０条の５第１項の規定は、前項第１号の午前立会終了時の約定値段について準用する。この場合において、同第２０条の５第１項第１号中「午後３時２分」とあるのは「午前１１時２分」と、「立会」とあるのは「午前立会」と読み替えるものとする。
（緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用等） 第４条　取引証拠金規則第２３条に規定する	（緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用） 第４条　業務方法書の取扱い第２０条の５の

当社が定める緊急清算値段（Ｍｉｎｉ取引については、緊急清算数値）は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（１）　当該取引日の午後１時における国債証券先物取引の約定値段（Ｍｉｎｉ取引については、約定数値）とする。ただし、当該約定値段がない場合には、当日の午後１時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

（２）　前号の規定にかかわらず、Ｌａｒｇｅ取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該Ｌａｒｇｅ取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、Ｍｉｎｉ取引については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。）においては、当該Ｍｉｎｉ取引の限月取引限月取引の取引最終日の清算数値を緊急清算数値とする。

規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により国債証券先物取引に係る緊急清算値段を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の５第１項第１号及び第２号中「立会」とあるのは「午前立会」と、同項第１号中「午後３時２分」とあるのは「午前１１時２分」と、同項第２号及び第３項中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、第３項中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」読み替えるものとする。ただし、Ｌａｒｇｅ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＬａｒｇｅ取引をいう。以下この項において同じ。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日以降においては、当該Ｌａｒｇｅ取引の限月取引の取引最終日の清算値段を緊急清算値段とし、Ｍｉｎｉ取引（指定市場開設者が定める国債証券先物取引に係るＭｉｎｉ取引をいう。）については、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下同じ。）を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、当該Ｍｉｎｉ取引の限月取引の最終清算数値（指定市場開設者が取引を継続して行わせることが適当でない又は困難であると認めたことにより、その日の午前立会開始時から午前立会終了時まで当該指定市場開設者が当該限月取引の最終清算数値を定める際に用いるＬａｒｇｅ取引の限月取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当社

２　取引証拠金規則第２３条に規定する当社が定める緊急清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（１）　業務方法書の取扱い第２０条の８（同条第１項第２号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第２０条の８第１項第１号中「午後３時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午後０時４５分から午後１時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午後１時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

（２）　配当指数を対象とする指数先物取引に係る緊急清算数値は、当該取引日の立会において、午後１時までの当社が定める時間以降に約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。）がある限月取引については、当該時間以降の最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午後１時までの呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

がその都度定める値段）を緊急清算数値とする。

２　業務方法書の取扱い第２０条の８の規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により業務方法書の取扱い第２条第２号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る緊急清算数値を定める場合について準用する。この場合において、同第２０条の８第１項第１号中「午後３時から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前１０時４５分から午前１１時まで」と、「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前１１時」と、同項第２号中「立会終了前」とあるのは「午前１１時まで」と、同項第２号ｃ中「清算数値」とあるのは「緊急清算数値」と、業務方法書の取扱い別表第２中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算数値算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場（取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、ＦＴＳＥ中国５０インデックス（Ｓｔｏｃｋ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　ｏｆ　Ｈｏｎｇ　Ｋｏｎｇ　Ｌｉｍｉｔｅｄに上場されている銘柄のうちＦＴＳＥ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｌｉｍｉｔｅｄが選定した５０銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、ＦＴＳＥ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｌｉｍｉｔｅｄが算出するものをいう。）を対象とした指数先物取引において、主たる取引所

	金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合又は当該取引最終日の終了する日の翌日までにＴｈｅ　Ｂｏａｒｄ　ｏｆ　Ｔｒａｄｅ　ｏｆ　ｔｈｅ　Ｃｉｔｙ　ｏｆ　Ｃｈｉｃａｇｏ，　Ｉｎｃ．が開設する外国金融商品市場において取引されているＮＹダウ（Ｓ＆Ｐ　Ｄｏｗ　Ｊｏｎｅｓ　Ｉｎｄｉｃｅｓ　ＬＬＣが算出するＤｏｗ　Ｊｏｎｅｓ　Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ　Ａｖｅｒａｇｅをいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引、Ｎａｔｉｏｎａｌ　Ｓｔｏｃｋ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　ｏｆ　Ｉｎｄｉａ　Ｌｉｍｉｔｅｄが開設する外国金融商品市場において取引されているＮｉｆｔｙ　５０（Ｉｎｄｉａ　Ｉｎｄｅｘ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ　＆　Ｐｒｏｄｕｃｔｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄが算出するＮｉｆｔｙ　５０をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはＴａｉｗａｎ　Ｆｕｔｕｒｅｓ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数（Ｔａｉｗａｎ　Ｓｔｏｃｋ　Ｅｘｃｈａｎｇｅ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎが算出する台湾証券取引所　発行量加権指数をいう。）を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日まで）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。
３　第２条の規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により日経平均に係るオプション取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引及びＪＰＸ日経インデックス４００に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準	３　第２条の規定（第１項第２号を除く。）は、取引証拠金規則第２３条の規定により有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数に係る指数オプション取引及びＪＰＸ日経インデックス４００に係る指数オプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準用す

用する。この場合において、別表３の１．中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表３の２．中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表３の３．中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。	る。この場合において、別表の１．中「当日の当該銘柄の対象有価証券の最終約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の最終値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）」とあるのは「緊急清算価格算出時の当該銘柄の対象有価証券の直前の約定値段（指定市場開設者が指定する金融商品市場における対象有価証券の直前の約定値段をいい、当該金融商品市場を開設する者が定めるところにより気配表示された直前の気配値段を含む。）」と、別表の２．中「清算値段」とあるのは「緊急清算値段」と、別表の３．中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と読み替えるものとする。
（削る）	４　第２条（第１項第１号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第２３条の規定により日経平均に係るオプション取引に係る緊急清算価格を定める場合について準用する。この場合において、第２条第１項第２号ａ中「午後３時から当該指定市場開設者が定める当該オプション取引の日中立会の終了時まで」とあるのは「午前１０時４５分から午前１１時まで」と、別表の３．中「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「緊急清算価格算出時の」と、それぞれ読み替えるものとする。
（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分のポジション申告） 第５条　取引証拠金規則第２５条に規定する当社が定める時限は、当日の午後７時とする。	（委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の申告） 第５条　取引証拠金規則第２５条に規定する当社が定める時限は、当日の午後６時３０分とする。
第６条　削除	（端数金額の調整） 第６条　取引証拠金規則別表第２項に掲げる有価証券について、当該有価証券の差入日又は預託日の前々日における時価に同項に

	掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。 （１）　株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。 （２）　前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。 （アメリカ合衆国財務省証券の取扱い）
第９条　削除	第９条　清算参加者は、取引証拠金規則別表第２項に規定するアメリカ合衆国財務省証券（以下「財務省証券」という。）を当社に預託する場合には、預託の都度、当社の同意を得るものとする。 ２　清算参加者は、前項の規定に基づき財務省証券を預託する場合には、預託しようとする財務省証券について、先物・オプション取引の取引証拠金代用有価証券を保有するためにアメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行に設けられた当社名義の口座に、差入日の前日のアメリカ合衆国東部時間の午後２時までに振替を行うものとし、当該口座振替を行う日の午後４時までに、その旨を当社に通知するものとする。この場合における口座振替（同一銀行内の口座振替を除く。）は、アメリカ合衆国のＦｅｄｅｒａｌ　Ｒｅｓｅｒｖｅ　Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ　Ｓｙｓｔｅｍを通じて行うものとする。 ３　清算参加者は、取引証拠金代用有価証券として預託している財務省証券の返戻を求める場合には、当該返戻を受けようとする日の正午までに、その旨を当社に通知するものとする。

付　　則 １　この改正規定は、平成３０年２月１３日から施行する。 ２　前項本文の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成３０年２月１４日以後の当社が定める日から施行する。	
別表１ 取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表 １．流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法 （１）リスク量 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ（国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）及び指数先物等清算対象商品グループ（指数先物取引及び指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）ごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量 ＝一の取引日の終了時点における流動性基	別表１ 取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の算出に関する表 １．流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法 （１）リスク量 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の清算参加者の自己の計算による建玉及び顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ（国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）及び指数先物等清算対象商品グループ（指数先物取引及び指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）ごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 流動性基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量 ＝一の取引日の終了時点における流動性基

準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値	準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値
a　（略） b　銘柄間取引高・建玉調整係数とは、次の計算式により算出される値とする。	a　（略） b　銘柄間取引高・建玉調整係数とは、次の計算式により算出される値とする。
銘柄間取引高・建玉調整係数 ＝ベータ値×デルタ値×原資産終値比率×取引単位調整比率	銘柄間取引高・建玉調整係数 ＝ベータ値×デルタ値×（各銘柄の原資産の当該取引日における終値÷被換算対象銘柄の原資産の当該取引日における終値）×取引単位調整比率
（注１）・（注２）　（略） （注３）　原資産終値比率は、被換算対象銘柄の原資産終値と各銘柄の原資産の当該取引における終値を基に当社が定める係数とする。 （注４）　（略）	（注１）・（注２）　（略） （新設） （注３）　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
２．集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法	２．集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の算出方法
（１）リスク量 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物清算対象商品グループ（国債証券先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）、国債先物オプション清算対象商品グループ（国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）、指数先物清算対象商品グループ（指数先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）及び指数オプション清算対象商品グループ（指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるも	（１）リスク量 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の清算参加者の自己の計算による建玉及び顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、国債先物清算対象商品グループ（国債証券先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）、国債先物オプション清算対象商品グループ（国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）、指数先物清算対象商品グループ（指数先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。）及び指数オプション清算対象商品グループ（指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるも

のをいう。以下同じ。）ごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量 ＝一の取引日の終了時点における集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値 ａ・ｂ　（略） （２）　（略） 別表２ 取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表 取引証拠金所要額割増額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ及び指数先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表１に定めるほか、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 取引証拠金所要額割増額 ＝流動性基準に基づく想定超過損失額又は集中基準に基づく想定超過損失額のうちいずれか大きい額 ａ・ｂ　（略）	のをいう。以下同じ。）ごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量 ＝一の取引日の終了時点における集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶対値 ａ・ｂ　（略） （２）　（略） 別表２ 取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表 取引証拠金所要額割増額は、一の清算参加者の自己の計算による建玉又は顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ及び指数先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表１に定めるほか、次のａ及びｂに定めるとおりとする。 取引証拠金所要額割増額 ＝流動性基準に基づく想定超過損失額又は集中基準に基づく想定超過損失額のうちいずれか大きい額 ａ・ｂ　（略）